

会津総合開発協議会 会津若松地方部会 最重点要望事項



会津若松地方部会

【構成市町村】

会津若松市	磐梯町	猪苗代町
会津坂下町	湯川村	柳津町
三島町	金山町	昭和村
会津美里町		

要 望 書

会津地方の振興発展につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

会津地方の各自治体においては、人口減少社会にあっても、将来にわたって安心して暮らし続けることができる、活力ある地域づくりを目指して、地方創生施策などを活用し、地域の特性を生かした取組を進めているところであります。

当部会におきましても、会津地域のさらなる振興に向けて、地域住民の安全・安心な生活環境の維持向上を図り、災害に強い生活基盤の整備を進めるとともに、地域資源を十分に活かした産業の維持・創出により、持続的で自立的な活力ある会津地域の実現を目指し、連携した取組を推進して参りたいと考えております。

つきましては、本要望書に掲げる事項について、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。

令和6年7月1日

会津総合開発協議会会津若松地方部会

部会長 会津若松市議会議長 清川 雅史

会津総合開発協議会 会津若松地方部会 最重点要望事項

※要望事項については、福島県総合計画の政策分野ごとに記載しています

「ひと」分野

結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

- | | | | | |
|---|----|------------------------|----|---|
| 1 | 継続 | 地域で分娩できる医療体制の確保について | …… | 1 |
| 2 | 継続 | おもいやり駐車場利用制度の対象者拡大について | …… | 2 |
| 3 | 継続 | 学校給食費の財政支援について | …… | 3 |

「福島ならではの」教育の充実

- | | | | | |
|---|----|-----------------------------|----|----|
| 4 | 新規 | 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援について | …… | 4 |
| 5 | 新規 | 学校栄養職員の配置基準の見直しについて | …… | 5 |
| 6 | 継続 | 小学校外国語活動・外国語科の支援について | …… | 6 |
| 7 | 継続 | 会津地域への町・村教育委員会への指導主事の配置について | …… | 7 |
| 8 | 継続 | 福島県立川口高等学校の充実について | …… | 8 |
| 9 | 継続 | 小規模校における教職員等配置について | …… | 10 |

「暮らし」分野

東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

- | | | | | |
|----|----|----------------------------|----|----|
| 10 | 継続 | 原子力災害対応雇用支援事業（基金事業）の継続について | …… | 11 |
|----|----|----------------------------|----|----|

災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり

- | | | | | |
|----|----|--------------------------|----|----|
| 11 | 継続 | 只見川圏域河川整備事業の促進について | …… | 12 |
| 12 | 継続 | 只見川における河川護岸の整備について | …… | 13 |
| 13 | 継続 | 河川改修事業等の促進について | …… | 14 |
| 14 | 継続 | 土砂災害対策事業の促進について | …… | 15 |
| 15 | 継続 | 治山ダム等の整備促進について | …… | 16 |
| 16 | 継続 | J R只見線の持続可能な運行への支援について | …… | 17 |
| 17 | 継続 | 主要地方道の整備促進について | …… | 18 |
| 18 | 継続 | 一般県道の整備促進について | …… | 26 |
| 19 | 継続 | 農道橋梁及び林道橋梁の長寿命化対策の推進について | …… | 34 |

安心の医療、介護・福祉提供体制の整備

20	新規	自立支援医療（更生医療）制度について		36
21	継続	医療費助成制度の現物給付導入に係る国民健康保険療養給付費等負担金等の減額調整措置の廃止について		37
22	継続	公的病院の救急医療・小児医療体制整備にかかる地方負担の見直しについて		38
23	継続	県立宮下病院の体制強化について		39
24	継続	補助犬の食費・医療費等負担軽減について		40
25	継続	障害者手帳のカード化について		41
26	継続	新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害への対応について		42

環境と調和・共生する県づくり

27	継続	湖や河川における浮遊物やごみ等の処理作業の推進について		43
ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり				
28	継続	自治体D Xの推進に向けた支援について		44

「しごと」分野

もうかる農林水産業の実現

29	継続	稲作農家の経営継続に向けた支援について		45
----	----	---------------------	-------	----

再生可能エネルギー先駆けの地の実現

30	継続	水素エネルギー等の普及拡大について		46
31	継続	再生可能エネルギーの導入推進について		47

福島の産業を支える人材の確保・育成

32	継続	「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」の事業継続について		48
----	----	-------------------------------	-------	----

地域を結ぶ社会基盤の整備促進

33	継続	一般国道252号の整備促進について		49
34	継続	一般国道400号及び401号の整備促進について		50
35	継続	会津縦貫道（会津縦貫北道路若松北バイパス・会津縦貫南道路）の整備促進について		52
36	継続	主要地方道喜多方会津坂下線バイパス整備について		53
37	継続	一般県道浜崎高野会津若松線の整備促進について		55
38	継続	都市計画道路の整備促進について		57
39	継続	会津若松三島線阿賀川新橋梁工区の早期完成について		59
40	継続	「世界のスキーリゾートふくしま」地域内路線の整備について		61

要望書

【要望件名】 1 地域で分娩ができる医療体制の確保について	要 望 先	国：厚生労働省医政局
		県：保健福祉部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

医師不足は、全国的にも大きな社会問題となっており、特に産婦人科医師の不足は、会津に限らず、県内においても深刻な問題となっています。

会津西部においては、福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院が、分娩を扱う唯一の医療機関として年間約 100 件の分娩を取り扱っていましたが、平成 20 年 4 月から常勤医不在により産科が一時休診となり、平成 22 年 9 月の診療再開後も、常勤医不足により分娩の対応ができない状況にあります。

また、令和 4 年より喜多方市での取扱いもなくなり、会津若松市の数少ない分娩受入先に頼らざるを得なくなり、妊産婦の体力、精神的及び経済的負担のみならず、その家族にとっても大きな負担であります。

特に、奥会津地方（只見川流域町村）においては、分娩受入先までの距離・所要時間が増大するなど、この地方で暮らす若者の不安要因となり、少子化対策を含めた地域振興を大きく阻害するものとなっております。

住民生活の安全・安心確保及び少子化対策には、地域医療体制の充実が不可欠であり、産婦人科医師の十分な確保により、妊産婦が将来にわたり安全に安心して分娩ができる体制の整備が求められております。

【要望事項】

地域住民が安全に安心して分娩ができるよう、産婦人科医師の確保など、地域の周産期医療体制の整備・確保を要望するものである。

【要望の達成効果】

身近な地域における安全・安心な分娩が確保され、地域住民の生活環境の向上に資するものである。

要望書

【要望件名】 2 おもいやり駐車場利用制度の対象者拡大について	要 望 先	国：
		県：保健福祉部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

おもいやり駐車場利用制度については、福島県健康福祉部高齢福祉課が担当課となり、平成 21 年 7 月から開始した制度であるが、平成 31 年 4 月より県障がい福祉課が担当課となったものであります。

本制度は、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保しやすくすることを目的としており、「車椅子使用者駐車施設」を利用することができる方を明確にした上で、その方からの申請に基づき、県が利用証を交付し、駐車施設管理者の協力の下、駐車時に利用証の提示を求めることにより、この駐車施設の適正利用を図ろうとする制度となっております。

福島県の利用対象者のうち「妊産婦」については、妊娠 7 カ月から産後 3 カ月までとされておりますが、その対象者を「産後 1 年半まで」としている県外の自治体もあり、そういった自治体においては、子育て家庭が安全に、安心して駐車場を利用することが可能となっております。

少子化が社会問題となっていることから、本制度における「妊産婦」の対象者拡大を図り、子育て家庭が安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりに取り組む必要があります。

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じること。

- 1 現行のおもいやり駐車場利用制度実施要項を改正し、利用対象者のうち「妊産婦」について、産後 1 歳 6 カ月まで利用対象とすること。
- 2 本制度における協力施設について、民間施設も含めた施設数の増加に努めること。

【要望の達成効果】

少子化が社会問題となっている今般において、子育て家庭が安心・安全に子どもを産み・育てることができる環境づくりが図られる。

要望書

【要望件名】 3 学校給食費の財政支援について	要 望 先	国：文部科学省、内閣府 県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

学校給食法において食材料費は保護者の負担区分としており、社会情勢による食材価格高騰が継続している中、これまで同様の給食費内では栄養バランスの取れた給食提供が厳しくなっております。

国の地方創生臨時交付金による財政支援が地方自治体に対しなされておりますが、この支援が終了した場合、地方自治体単独での財源確保が困難であるため、保護者の給食費負担増に繋がりがねないものです。

国が示した「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においても、学校給食費の無償化の実現に向けた実態調査、及び法制面等を含めた課題の整理と具体的方策の検討が示されており、子育て世帯への財政的な支援は重要なものと位置づけていることから、物価高騰対策を含む学校給食費に対する支援が必要であると考えます。

【要望事項】

様々な社会情勢の変化により物価高騰の収束が見通せない中、保護者の教育費負担軽減を図り、子どもたちの学校給食実施基準を満たす学校給食を安定的に提供するため、国が学校給食費について財政支援措置を講じること。

【要望の達成効果】

保護者の経済的負担軽減となり、少子化・人口減少対策に資するものであります。

要望書

【要望件名】 4 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援について	要 望 先	国：文部科学省 県：教育委員会
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

障がいのある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、障がいのある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する必要があります

そのため、学校においては、医療的ケアが必要な児童生徒等への支援として、看護職員や支援員を配置し、医療的ケアの環境整備の充実を図ることが重要です。

幼児教育においては、医療的ケア児を受け入れた場合には、保育対策総合支援事業費補助金として、看護師配置に係る経費や保育補助者の経費等として、3/4（国1/2、県が上乗せ補助）が補助されますが、学校の場合は、教育支援体制整備事業補助金において、看護職員の配置に係る経費のみが補助対象となり、さらに国の補助率が1/3であるなど、町の財政負担が増加する現状にあります。

【要望事項】

教育支援体制整備事業補助金について、看護職員配置のほか、特別な配慮が必要な児童生徒を支援するための教育補助者に係る経費等、就学に係る経費を補助対象とすること。

また、県においては、幼児教育補助と同様に国の補助金への上乗せ補助を新設すること。

【要望の達成効果】

特別な支援を必要とする子どもに対し、就学前から学齢期まで切れ目のない支援体制を整備することができる。

要望書

【要望件名】 5 学校栄養職員の配置基準の見直しについて	要 望 先	国：文部科学省 県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

学校栄養職員は、献立の作成、調理及び配食の指導や助言、食育の推進、衛生管理、検食等の様々な職務を担っており、学校給食の単独実施校の場合、現行の配置基準では 549 人以下の学校では 4 校に 1 人、550 人以上の学校では 1 校に 1 人となっております。

しかしながら、少子化の影響により、児童生徒数が 549 人以下の学校が増加しているため、現行の学校栄養職員の配置基準では、学校栄養職員が配置できない単独実施校が増加しております。

【要望事項】

食物アレルギーへの対応をはじめ、安全・安心な学校給食を提供し、児童生徒の心身の健全な発達と食育の推進を図るため、単独実施校における学校栄養職員の配置を拡充するとともに、国において学校栄養職員の配置基準の見直しをすること。

【要望の達成効果】

全ての単独実施校へ学校栄養職員が配置されることにより、地方自治体の財政状況に影響されことなく国が示す学校栄養職員の職務を円滑に執行することができ、安全・安心な学校給食を安定的に提供することができる。

要望書

【要望件名】 6 小学校外国語活動・外国語科の支援について	要 望 先	国：文部科学省 県：教育委員会
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

学習指導要領において、新たに小学校3・4年生に「外国語活動」、5・6年生に「外国語科」が導入されたことにより、各市町村の教育委員会においては、デジタル教科書の整備や小学校教員の英語力向上のための研修受講など、小学校における外国語教育の変化に対応してきたところですが、英語教育指導内容の高度化や指導時間の増加に対応するためには、高度な英語指導力を備えた外国語教育の中核となる教員（専科教員等）を配置し、各学校のコーディネーターとして小学校教員への指導を支援する体制の整備が、喫緊の課題であります。

加えて、英語教育の充実に対応するためには、教員の確保・指導力向上だけでは十分に対応できない部分として、JETや民間のALTなど、外部人材のさらなる活用が不可欠であります。

【要望事項】

児童生徒がグローバル化に対応できるよう、コミュニケーション能力と豊かな国際感覚を養い、さらには学力の向上を図るために会津地域の全ての市町村に専科教員を配置すること。

また、民間のALT等、外部人材のさらなる活用においても財政的支援を講じること。

【要望の達成効果】

社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の一層の充実は極めて重要な問題である。これまでの英語教育の改革を踏まえ、会津地域の児童生徒の学力が向上することは、地域の産業・文化を支える新たな活力となる有望な人材の育成につながり、会津地域全体の活性化が図られるものである。

要望書

【要望件名】 7 会津地域への町・村教育委員会への指導主事の配置について	要 望 先	国：
		県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域の小中学生の学力は、令和5年度実施の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校国語・算数、中学校国語・数学・英語において、おおむね全国平均または全国平均を下回っており、学力の向上が課題となっております。

このことから、会津地域の教職員の指導力の引き上げはもとより、児童生徒の学習意欲の向上や、各家庭での教育力の向上が不可欠かつ急務な状況にあります。

一方、会津地域の各町村は、農林業を中心とする地域を多く抱え、また、兼業農家の割合も高いことから独自の予算確保が難しく、地方交付税への依存が高い地域であり、指導主事の配置などに要する予算の確保にも苦慮しております。

さらに、高齢者率も高く、医療費、社会保障費への経費も多く、町村単独の予算で、指導主事の派遣を継続することが困難な状況が続いております。

また、少子化により小・中学校の統廃合も進んだことで教師の資質を向上する機会の確保も不十分であり、指導力の低下についても懸念されるところであります。

このように、社会情勢が激しく変化し、児童生徒を取り巻く環境も複雑化する中、いじめや不登校児童生徒の増加など、迅速かつ高い見識による対応が求められる状況であることから、指導主事の教育委員会への常駐が欠かせないものとなっております。

【要望事項】

教職員の指導力の向上と児童生徒の基礎学力の向上が図られるよう、県の予算・事業により、会津地域の全ての教育委員会へ、指導主事を配置すること。

【要望の達成効果】

会津地域の児童生徒の学力が向上することは、地域の産業・文化を支える新たな活力となる有望な人材の育成につながり、会津地域全体の活性化が図られる。

要望書

【要望件名】 8 福島県立川口高等学校の充実について	要 望 先	国：
		県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

1 地域に根差した高校の存続について

県立川口高等学校は、平成 29 年度に 1 学年 1 学級規模の本校としての存続が決定されました。しかしながら、生徒数の確保については、今後も困難な状況が続いていくことが見込まれます。地域とともにある学校として、さらなる教育環境の充実と学校の魅力向上が必要であります。

2 個に応じた指導の充実に向けた講師の加配について

県立川口高等学校を志願する、県外を含めた中学生が安心して進学でき、「個に応じた学力の向上」を図るため、習熟の差が出やすい国語、数学及び英語について習熟度別学習を行っております。また、生徒の健やかな身体の育成のため、保健体育でチームティーチングを実施しており、これらを維持するためには、講師の加配が必要であります。

3 県寮の改修・整備

入寮を希望する生徒は年々増加しており、町寮「若桐寮」だけでは対応できない状況になっていきます。

しかしながら、県寮は老朽化が著しく、プライベート空間が確保できないなど、現代の高校生の生活様式には合わないものとなっていることから、全面的な改修と整備が不可欠です。

4 教職員の生活環境改善について

川口高等学校存続のためには、教職員の生活環境の充実は欠かせない課題であります。

現在同校には教員、宿舍及び校長住宅が設置されておりますが、老朽化が進み、教職員が住生活を送る上で多大な困難を感じております。

特に、冬期間は、教員宿舍の屋根からの落雪が危険であるため、早急な対応が必要です。

(老朽化した寮の状況)



【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じること。

1 個に応じた指導の充実に向けての講師加配について

習熟度別学習等を実施するために必要な講師の加配を継続すること。

2 老朽化した寮の改修による入寮生の生活環境の改善について

老朽化した寄宿舍の改修・整備をはじめとした運営面を改善すること。

3 県寮の改修・整備について

再開した県寮については、改修は一部にとどまっているため、給食室や厨房を含め全面的な改修・整備を行うこと。

4 教職員の生活環境改善について

川口高等学校の教員宿舍及び校長住宅について、早急に改修を行うこと。

【要望の達成効果】

・当地域唯一の高等学校の教育環境を整備することにより、入学者の増加が図られ、地域の振興と活性化につながるものである。

・県立川口高等学校を志願する中学生が安心して学習し、希望通りの就職及び進学を実現するための「個に応じた学力向上」が保証される。

・通学困難な遠隔地の生徒が、安心して県立川口高等学校へ通学することができる。

要望書

【要望件名】 9 小規模校における教職員等配置について	要 望 先	国：文部科学省初等中等教育局
		県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域は、多くの自治体が過疎地域の指定を受けており、出生数の減少に伴い児童生徒数は、年々減少しております。

そのため、小学校においては、複式学級が多く存在している状況であり、県においては「複式学級の学力向上」のために、非常勤講師の加配をしているところではありますが、基準に合わない自治体においては、厳しい財政の中で、独自の予算により講師を確保せざるを得ない状況にあります。

事務職員の配置がなされていない学校も存在し、児童生徒の健全な育成や、円滑な学校運営に支障をきたしております。

また、養護教諭の配置されていない学校も存在し、児童生徒の身体的・精神的な発育に支障をきたしております。

【複式学級のある自治体】
 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村

【事務職員のいない学校のある自治体】
 金山町、昭和村

【養護教諭のいない学校のある自治体】
 昭和村、金山町

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じること。

- 1 全ての複式学級へ常勤の講師を配置すること。
- 2 小学校における複式学級編制基準を見直すこと。（2学年あわせて「16人まで」を、1年生を含む場合の基準となっている「8人」に統一して引き下げるなど）
- 3 現在、不在となっている学校へ事務職員を配置すること。
- 4 現在、不在となっている学校へ養護教諭を配置すること。

【要望の達成効果】

- 1 複式学級への常勤講師の配置や学級編制基準の見直しは、複式学級を解消し、少人数学年の経営や教科のきめ細かな年間指導を積極的に行うことができ、児童生徒の学習段階に応じた指導が可能となることで、少人数学級の効果が高まる。
- 2 事務職員の配置により、教師がその専門性をいっそう発揮することが可能となり、また、現在事務を担っている教頭等が本来の職務に専念できるなど、教育環境の充実に大いに寄与するものである。
- 3 養護教諭は、児童及び生徒の健全な発育のためには欠かせない教員であり、その配置にあって学校教育の充実が図れるものである。

要望書

【要望件名】 10 原子力災害対応雇用支援事業（基金事業）の継続について	要 望 先	国：厚生労働省 県：商工労働部
	事業主体	会津若松市

【要望を必要とする地域の現状と課題】

原子力災害対応雇用支援事業（基金事業）については、福島県内の被災 12 市町村及びその出張所等が所在する市町村を対象地域として、被災求職者の次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保した上で人材育成を実施し、生活の安定を図るためのものです。

会津若松市においては、本事業により、教育旅行誘致事業を実施し、原子力発電所事故の風評の払しょく及び被災求職者の再就職に向けた人材育成を図っているところではありますが、教育旅行については、特に県外からの来訪校数が震災以前の水準に完全に回復するには至っていないところであり、継続した取組が必要であります。

また、新型コロナウイルス感染症により、復興の取組に大きな影響を受け、今後もその影響が続く懸念があることから、復興に向けて引き続き支援していく必要があります。

【要望事項】

原子力災害対応雇用支援事業（基金事業）について、令和 7 年度以降も事業を継続すること。

【要望の達成効果】

教育旅行をはじめとした観光誘客の回復という本市の地域課題の解決に寄与し、かつ、被災求職者の再就職支援に資するものです。

要望書

【要望件名】 11 只見川圏域河川整備事業の促進について	要 望 先	国：国土交通省水管理・国土保全局 県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

只見川流域は、これまで台風などの豪雨時に、洪水による災害が頻繁に発生し、多くの損害を被っており、特に、平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨の影響で、只見川流域町村は、甚大な損害を被りました。

只見川圏域河川整備事業により、平成 30 年には、事業対象である全ての町において着工されましたが、近年、全国で多発する豪雨災害の状況を踏まえると、只見川圏域整備計画に基づく未着手箇所の早急な着手により整備促進を図る必要があります。

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じること。

- 1 人家への被害低減が治水の安全対策上最も優先すべき事業と考えており、被害の大きかった箇所から早期に完成すること。
- 2 大幅な予算増額により河川整備に必要な財源確保に配慮すること。

【要望の達成効果】

災害を未然に防ぐとともに、洪水に対しての安全度が高まることにより、人命と財産を守り、住民の安全で安心できる生活環境が確保されるものである。

要望書

【要望件名】 12 只見川における河川護岸の整備について	要 望 先	国：国土交通省水管理・国土保全局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨では、会津坂下町和泉地内から洲走地内までに至る只見川の水位が急激に上昇し、広範囲にわたり、堤防の決壊や越水による外水氾濫等が発生しました。

このため、家屋の床上浸水や地域の生活基盤である農用地に甚大な被害が発生し、流域住民の生活が大きく脅かされたところであります。

被災した一級河川只見川の堤防や護岸等の早期の復旧・復興とあわせ、堤内地の住宅地、農用地への氾濫防止対策として、弱小堤防の護岸補強が喫緊の課題となっております。




【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じること。

弱小堤防の護岸補強

- ①和泉地内－只見川右岸、和泉地内
- ②洲走地内－只見川左岸、洲走地内

【要望の達成効果】

弱小堤防の護岸補強や排水機場の設置等により、河川の氾濫による農地や住宅地の被害を未然に防止し、地域産業や経済の振興と地域住民の安心安全な生活環境が確保される。

要望書

【要望件名】 13 河川改修事業等の促進について	要 望 先	国：国土交通省水管理・国土保全局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域の河川については、過去の度重なる洪水被害を踏まえて河川改修が進められ、一定の効果が表れているところではありますが、地球温暖化などによる気候変動の影響により、集中豪雨の発生頻度が増加していることに加え、令和元年東日本台風のように、今後、猛烈な台風の出現頻度が増加することが見込まれることから、災害に強い河川の整備が強く望まれている状況にあります。

【要望事項】

災害の危険性の高い河川や背後地の重要な河川及び他事業（地域開発・ほ場整備事業等）に関連する河川について、治水の安全度を向上させるとともに、これらが果たす機能のさらなる強化を図るため、下記の事業について、緊急度が高い箇所より順次、河川改修（河川内工作物の改修を含む）を早急に促進するとともに、正常な機能を維持する管理（河道掘削・樹木伐採等）に努めること。

河 川 名	関係市町村	工 種	
長 瀬 川	猪苗代町	河川改修	河道整備（西舘～猪苗代湖）
高 橋 川	猪苗代町	河川改修	河道整備（翁島駅前地区ほか）
旧 湯 川	会津若松市	河川改修	河道整備（町北町中沢字平沢～神指町黒川字薬師川原）
藤 川	会津若松市 会津美里町	河川改修	河道整備（右岸：会津若松市北会津町大島～西後庵 左岸：会津美里町宮里～下堀）
せせなぎ 瀬 川	会津若松市	河川改修	河道整備 （谷沢川合流点～第2沼川合流点）
湯 川	会津若松市	河道掘削	河道掘削（東山町大字湯本地区）
原 川	会津若松市	河道掘削	河道掘削（猪苗代湖～田面橋）
宮 川	会津若松市 会津美里町	河道掘削	河道掘削（右岸：北会津町和泉～北会津町大島） 河道掘削（宮川橋～竹原橋）
旧 宮 川	会津坂下町	河道掘削	河道掘削（会津坂下町開津～会津坂下町青津）

【要望の達成効果】

災害の危険性が高い河川の整備が促進されることにより、洪水に対する安全性が高まるとともに、内水による被害の低減や農作物の収量安定が図られ、地域産業や経済の振興と地域住民の生活環境の向上が図られるものである。

要望書

【要望件名】 14 土砂災害対策事業の促進について	要 望 先	国：国土交通省水管理・国土保全局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域は、地形が急峻で地質が脆弱なため、荒廃状況が著しく、豪雨時には土石流や地すべり、がけ崩れによる土砂災害を受けやすい状況にあります。

しかしながら、砂防設備等の整備状況は、未だ低い水準であり、台風等による豪雨時の際には、幾度となく被害が発生しており、早急な対策が強く望まれております。

【要望事項】

災害の危険性が高く、緊急度の高い下記の箇所の整備を促進すること。

河川名等	関係市町村	工 種
中ノ沢川	猪苗代町	砂防堰堤工
ししぶしざわ 獅子伏沢	昭和村	通常砂防・溪流保全工
慶山沢	会津若松市	通常砂防・えん堤工
院内沢	会津若松市	通常砂防・えん堤工
にしだづらさわ 西田面沢	会津若松市	通常砂防・えん堤工

【要望の達成効果】

土石流や地すべり、がけ崩れ等の危険性が高い箇所の整備が促進されることにより、災害を未然に防ぎ、土砂災害から住民の生命と財産を守り、安全安心な生活環境が確保されるものである。

要望書

【要望件名】 15 治山ダム等の整備促進について	要 望 先	国：農林水産省
		県：農林水産部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域の森林の多くは、急峻な地形や脆弱な地質の上に存していることに加え、梅雨、台風等による集中豪雨に見舞われやすい気象の条件下にあることから、山地災害が発生しております。

中ナ沢については、平成 27 年 4 月に急激な融雪によって山腹が崩壊し、大量の雪泥流が町道柳津軽井沢線と主要地方道会津高田柳津線に流出したほか、豪雨時には新たな侵食箇所等から土砂流出があるため、早急な対策が必要であります。

【要望事項】

山地災害の危険性が高く、緊急度が高い下記の箇所の整備を促進すること。

箇所名等	関係市町村	工 種
高森	柳 津 町	山腹工
峠	会津若松市	山腹工

【要望の達成効果】

治山事業で土砂流出等の危険性が高い個所の整備促進が図られ、災害の未然防止によって、山地災害から住民の生命と財産を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等が確保される。

要望書

【要望件名】 16 JR只見線の持続可能な運行への支援について	要望先	国：国土交通省鉄道局
		県：生活環境部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

平成23年7月に会津地方を襲った記録的な豪雨により、橋りょうが流失し、会津川口～只見間が不通となっていたJR只見線は、上下分離方式により、令和4年10月1日に全線運転再開となりました。

全線運転再開されたことは誠に喜ばしいことですが、上下分離方式の採用により、今後、地元市町村は多額の運営経費を負担することとなります。その負担は非常に重く、かつ、長期にわたるものであることから、厳しい財政状況をさらに圧迫することとなります。

また、地域のシンボルとして復興した只見線の利活用を図るためには、沿線自治体のみならず会津地方全体で取り組む、地域振興事業の実施が不可欠であり、将来にわたり安定的な運行を確保することが大きな課題となっております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道を含む公共交通の利用者は感染症拡大前の水準には、未だ回復していない状況にあります。

(全線運転再開後のJR只見線)



(会津越川駅)



(只見線第7橋梁)

【要望事項】

会津地域の振興のシンボルであるJR只見線の安定的な運行が将来にわたって確保されるよう、以下のとおり地元市町村に対する支援を強化すること。

- 1 上下分離方式の採用に伴い地元市町村が負担する運営経費について、市町村負担の軽減を図るような制度を設けること。
- 2 只見線の利活用の促進に取り組む地域振興事業等への協力・支援を行うこと。

【要望の達成効果】

会津地域と新潟県を結ぶ広域交通ネットワークの役割を担い、奥会津地域の重要な観光資源となっているJR只見線について、将来にわたる安定的な運行が可能となる。

要望書

【要望件名】 17 主要地方道の整備促進について	要 望 先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

主要地方道については未整備や未改良等によって、その機能が損なわれており、地域住民からの整備促進に対する要望が多い状況にあります。

また、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨災害、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和 6 年能登半島地震において被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたことなどを踏まえ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

(各地方道状況は写真のとおり)

【要望の達成効果】

会津地方の生命線である、下記の主要地方道の整備促進が図られることにより、地域住民の安全確保や生活環境の向上のほか、地域振興に資するものである。

【要望事項】

(1) 要望内容：自歩道整備・交差点改良・バイパス整備

路 線 名：「北山会津若松線」

地 区：会津若松市河東町地内他

現 況：国道 49 号交差点の渋滞解消や接続性の向上が強く求められている。また、大型車両の交差が困難な狭隘箇所や歩道及び自転車道が設置されていない区間があり、通学児童・歩行者・自転車の通行が危険な状態である。

なお、広田地内については、平成 24 年度より整備が進められている。



(河東町熊野堂地内)

(2) 要望内容：改良ほか

路 線 名：「会津高田柳津線」

地 区：① 柳津町大字猪倉野字監ヶ曾根地内
 ② 柳津町大字軽井沢字中島地内
 ③ 柳津町大字柳津字一王町地内
 ④ 柳津町大字柳津字打越地内
 ⑤ 会津美里町赤留地内



(一王町地内)

- 現 況：① 狭隘で車両のすれ違いに支障があり、
側溝の蓋がけもされていないことから通行の危険性が高い。
- ② 集落内で幅員も狭く急カーブとなっている。(改良)
- ③ 柳津町の中心部であるが、変形の交差点で急勾配のうえ、狭隘のため、大型車
は切り返しをしないと通行できない。
- ④ 狭隘でヘアピンカーブであり、落石や雪崩の危険箇所である。
- ⑤ 歩道及び自転車道が確保されておらず、歩行者及び自転車の通行が危険な状態
にある。

(3)要望内容：右折レーン設置

路 線 名：「会津坂下会津高田線」

地 区：会津美里町沢田地内
(町道 30203 号線との交差点)

現 況：磐越自動車道新鶴スマートインターへのアクセ
ス道路であるが、同県道は交通量も多く、また
磐越自動車道を利用し、会津地方を訪れる観光
客の車も増加していることから、町道 30203 号
線との交差点に右折レーンの設置が必要である



(新屋敷地内)
(沢田地内・美里方面)



(沢田地内 坂下方面)

(4)要望内容：自歩道の設置

路 線 名：「会津坂下会津本郷線」

地 区：① 会津美里町荒井前地内
② 会津若松市北会津町小松地内
(県道会津高田会津本郷線との交差点から
国道 401 号との交差点)

現 況：歩道及び自転車道が確保されておらず、歩行者
及び自転車の通行が危険な状態である。



(荒井前付近)

(5) 要望内容：線形改良及び急こう配の是正

路 線 名：「会津若松裏磐梯線」

地 区：① 会津若松市河東町八田～一箕町松長

② 磐梯町清水平地内

現 況：① 磐梯河東 I C から会津若松市街地への最短経路であるが、急カーブが連続している。河東工業団地へのアクセス向上を図るためにも、バイパス化を含め、道路線形の改良が望まれる。

② 急カーブ、急こう配のため大型車両の交差が困難な箇所や視界不良な箇所が多く、危険な状況にある。観光地の安全性を確保し、事故を未然に防ぐ意味でも道路線形の改良及び急こう配の是正が必要である。



(至国道 49 号)



(清水平地内)

(6) 要望内容：改良・歩道

路 線 名：「会津若松三島線」

地 区：① 柳津町湯八木沢～久保田（改良）

② 柳津町銀山地内

（車両通行止部分改良）

③ 三島町宮下上ノ山～大谷字鳥海

（倉掛～大谷間のバイパス化）

④ 三島町大谷～柳津町黒沢

（大谷峠の改良）

⑤ 会津若松市新横町地内外

現 況：①～③ 車両通行不能区間や道路狭隘となっており、地域経済交流に支障がある。

④ 冬期間は通行止めとなっている。

⑤ 市街地と会津西部を結ぶ重要な幹線道路として位置付けられているが、道幅が狭く、交通量の多い朝夕の時間帯には、慢性的な渋滞が発生している。また、周辺には公共施設が多く存在しているが、歩道幅員が狭く、十分な歩行空間が確保できないため、大変危険な状態にある。



(久保田地内)



(宮下～大谷)



(大谷地内)

(7) 要望内容：改良ほか

路 線 名：「柳津昭和線」

地 区：① 柳津町芋小屋地内
② 柳津町大字黒沢地内

現 況：① 幅員狭隘で、見通しが悪いため、大変危険である。

② 路線バスの運行区間になっているが、未改良区間で幅員狭隘になっている。
特に冬期間はさらに幅員が狭くなることから歩行者にとっても危険な状況である。



(黒沢地内)

(8) 要望内容：改良・歩道・交差点改良

路 線 名：「会津高田上三寄線」

地 区：会津美里町穂馬字後田（改良）

現 況：急なS字カーブによる事故が多発している。



(穂馬地内)

(9) 要望内容：交差点改良・改良・自転車歩行者道の整備

路 線 名：「喜多方会津坂下線」

地 区：会津坂下町三谷地内

現 況：集落内が急カーブで見通しが悪く（特に冬期間は大型車の対面交通が困難）、歩道や自転車道が未整備であり、大型車両の交通量が多くなっていることから、通行が危険な状況にある。



(三谷地内)

(10) 要望内容：歩道整備

路 線 名：「会津坂下河東線」

地 区：台ノ宮公園入口～台ノ下交差点

現 況：この 200m の区間は歩道が非常に狭く、朝夕の通勤時間帯には会津坂下町から会津若松方面へと向かう車や国道 49 号から磐越自動車道へのアクセスとして大型車の通行も多いため、児童生徒の安全な通学路確保が喫緊の課題になっている。



(台ノ宮公園入口～台ノ下交差点)

(11) 要望内容：自歩道整備、右折レーン拡大

路 線 名：「会津坂下河東線」

地 区：会津若松市河東町十文字地内交差点

現 況：会津縦貫北道路が喜多方 I C から会津若松北 I C の区間で開通したことに加え、福島県立医科大学会津医療センターも開院したため、今後、更に交通量と歩行者・自転車の増加が見込まれる地点である。現状では、歩道及び自転車道が設置されていない区間があり、歩行者・自転車の通行が危険な状態である。

また右折レーンが短いため、往来する大型車両等のスムーズな通行が難しい状況にあることから、早期の改修が望まれるところである。

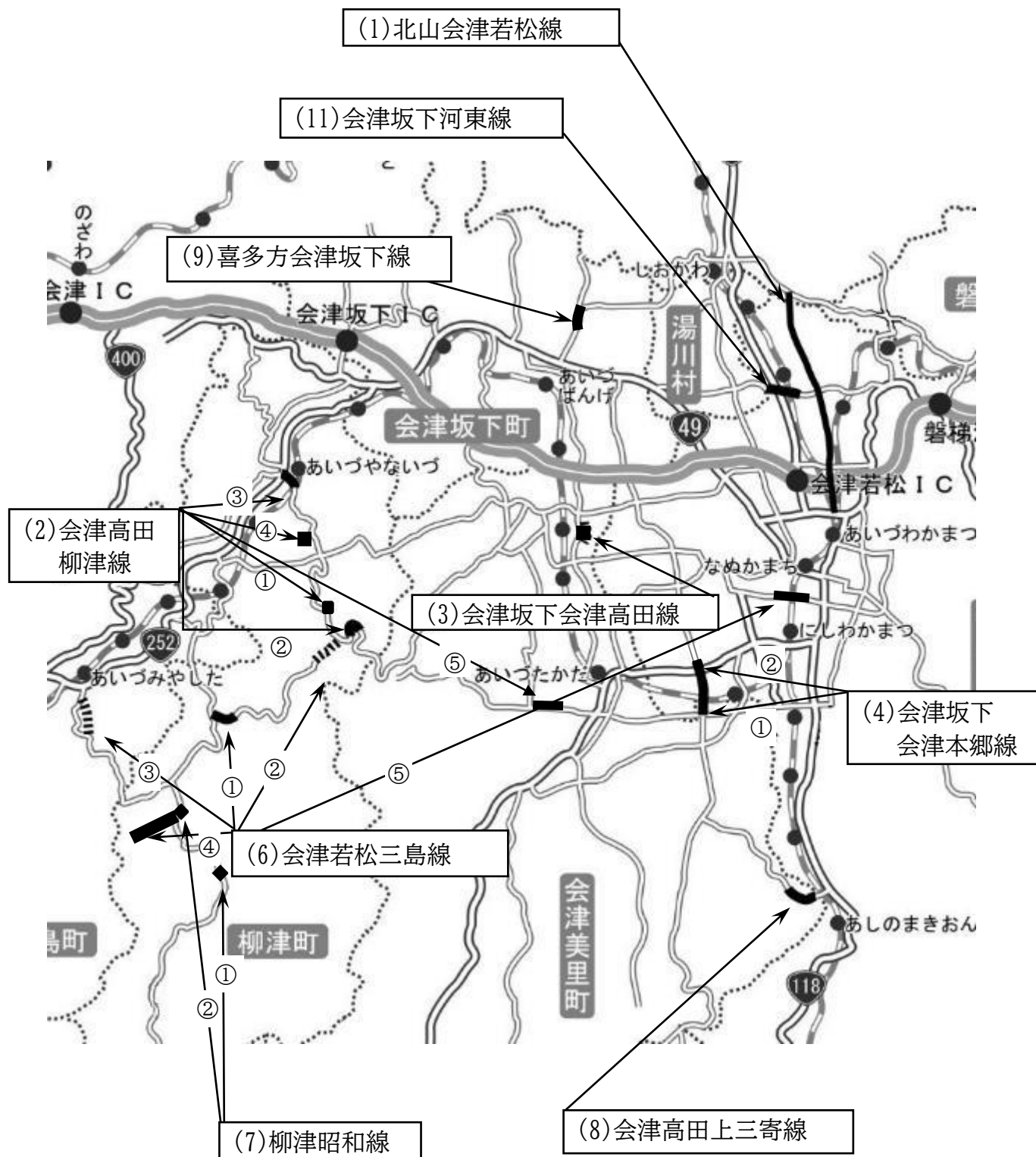


(会津坂下・河東線右折レーン)



(国道 121 号歩道)

◆要望箇所◆



(5)会津若松裏磐梯線

① 会津若松市河東町八田～一箕町松長



② 磐梯町清水平



(10)会津坂下河東線



要望書

【要望件名】 18 一般県道の整備促進について	要 望 先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域における一般県道は、改良率・舗装率ともにいまだ低く、降雪期や災害による交通不能区間が恒常的に発生しているほか、歩道等の交通安全施設の整備が遅れている区間が多い状況であります。

【要望の達成効果】

下記の一般県道の整備を促進することにより、地域住民の安全な交通確保をはじめ、地域の経済活力の再生及び生活環境の向上が図られるものである。

【要望事項】

(1) 要望内容：改良

路 線 名：「山都柳津線」

地 区：柳津町藤地区内

現 況：未改良部分が多く、特に冬期間の通学用スクールバスの運行が非常に危険な状況にある。



(藤地区内)

(2) 要望内容：改良・舗装

路 線 名：「熱塩加納会津坂下線」

地 区：会津坂下町新館地内

(国道 49 号交差部の滞留長の延伸及び狭隘な集落内の改良・舗装)

現 況：狭隘な状態のうえ見通しも悪く、危険な状況である。



(新館地内)

(3) 要望内容：改良部分の継続実施

路 線 名：「藤小椿線」

地 区：柳津町椿地区～長窪地区間（L=840m）

現 況：一部未改良で急坂道と見通しのきかない状況で、特に冬期間の通学用スクールバスの運行については非常に危険な状態である。



（柳津町石坂地内）

(4) 要望内容：改良

路 線 名：「飯谷大巻線」

地 区：西方～柳津間

現 況：国道 400 号から会津若松方面に延び只見川沿いを通る県道であるが、幅員が狭小で急カーブであるため、視界不良による危険箇所が多い。



（西方～柳津間）

(5) 要望内容：改良・舗装・バイパス新設

路 線 名：「赤留塔寺線」

地 区：会津美里町 八木沢地区～雀林地区間
（狭隘な集落間のバイパス化）

現 況：車両の通行並びに歩行者の安全に支障をきたす状態である。



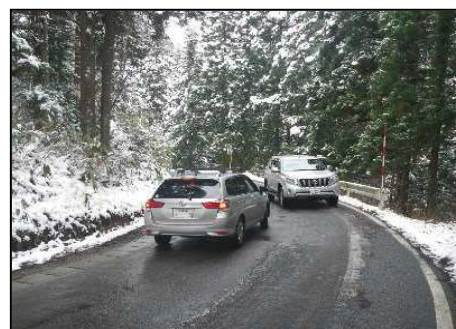
（八木沢地区～雀林地区間）

(6) 要望内容：バイパス新設・県道の改良促進

路 線 名：「滝谷桧原線」

地 区：三島町滝谷・桧原地区

現 況：柳津昭和線の柳津町小ノ川地区から三島町滝谷地区の区間については幅員が狭く、特に冬期間は、通勤、通学時の車のすれ違いに支障をきたしている。このため、多くの車がこの区間を通らずに県道滝谷桧原線を利用しているが、この滝谷桧原線についても幅員狭少、急勾配であり、車両の安全走行上大きな支障となっている。



（三島町 桧原地区）



（三島町 滝谷地区）

(7)要望内容：改良

路 線 名：「下郷会津本郷線」

地 区：会津美里町栃沢地内

(L=300m 狹隘区間の拡幅)

現 況：栃沢地区から関山地区にかけては、急カーブが多く、幅員も狭い。



(会津美里町 栃沢地内)

(8)要望内容：改良・舗装

路 線 名：「大内会津高田線」

地 区：会津美里町旭市川 大黒沢～市野間

(L=500m 狹隘区間の拡幅改良)

現 況：同区間の道路は、狹隘で通行に支障をきたしている。



(会津美里町 大黒沢～市野間)

(9)要望内容：改良・舗装

路 線 名：「湯野上会津高田線」

地 区：会津美里町

① 東尾岐字馬場～坂下区間

(改良・舗装L=2,000m)

② 桧和田峠 (改良・舗装L=4,985m)

現 況：① 幅員が狭く自動車のすれ違いに苦慮しており、さらには、冬期間の除雪作業にも支障をきたしている。

② 交通不能区間の解消が必要である。



(水沢地内)

(10)要望内容：歩道整備

路 線 名：「浜崎高野会津若松線」

地 区：会津若松市西七日町～町北町藤室

現 況：朝夕の交通量が多く、歩行者（特に通学児童）には危険な状況である。



(西七日町地内)

(11)要望内容：改良

路線名：「喜多方河東線」

地区：① 会津若松市東長原駅西側の踏切
② 磐梯町大字大谷字落合地内

現況：① 踏切板及び引き込み線のガードが狭く車のすれ違いが厳しい。(L=11m)
② 一部の区間は歩道が設置されているが、未整備区間での歩行者の通行が危険な状態にある。
(急カーブ、急勾配であるため)



(東長原駅西側)



(落合地内)

(12)要望内容：改良・舗装・歩道整備

路線名：「野老沢川桁停車場線」

地区：猪苗代町
① 川桁地内(改良・拡幅・舗装)
② 水沢・下館間(歩道整備)

現況：① 川桁地内は、都市計画道路(町道)であるが狭隘で車両の通行に支障をきたしているため、県道に格上げし改良・拡幅が必要である。
② 水沢・下館間は、歩道が未整備であるため、小学生の通学に支障をきたしている。



(川桁地内)

(13)要望内容：改良

路線名：「壺楊本町線」

地区：猪苗代町
① JR磐越西線との平面交差(改良)
② 国道49号取付(改良)

現況：バイパスの完成や橋梁の改修など整備は、進展しているが、未だ狭隘な区間があり、車両や歩行者の通行に支障をきたしていることから、改良が必要である。



(国道49号取付・壺楊地内)

(14)要望内容：踏切の立体交差化

路 線 名：「会津若松会津高田線」

地 区：会津鉄道南若松駅北側の踏切

現 況：国道 118 号と連絡する県道であるが、通勤
通学時の渋滞が慢性化し、冬期間の追突事
故が多発している。



(会津鉄道踏切)

(15)要望内容：道路改良（S 字区間の解消）

路 線 名：「別舟渡線」

地 区：会津坂下町天屋地内

現 況：急峻な S 字カーブの区間は、定期路線バスや幼
稚園送迎バスの運行区間になっており、特に冬
期間において大型車の交互通行が困難な状況に
なっている。



(天屋地内)

(16)要望内容：消雪施設の整備、道路改良

路 線 名：「小栗山宮下線」

地 区：金山町

① 小栗山～町営スキー場間（消雪施設）

② 沼沢～宮下間（道路改良、防雪施設）

現 況：国道 252 号の重要な迂回路であるが、急勾
配と急カーブにおける路面凍結により、ス
リップ事故が多発している。また三更～宮
下間は落石のため冬期間のみならず通行止
めとなっている。



(小栗山地内)

(17)要望内容：トンネル化

路 線 名：「布沢横田線」

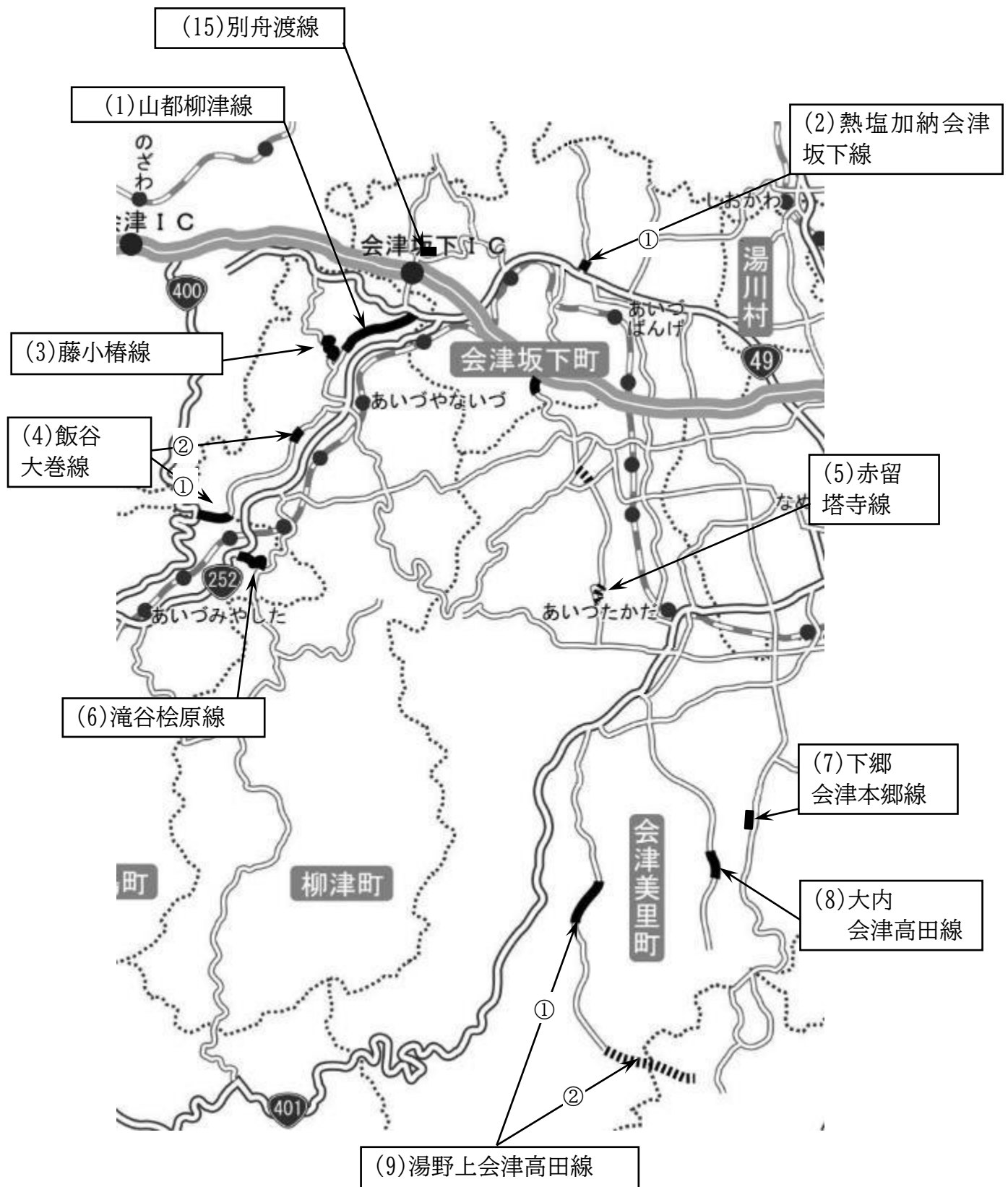
地 区：金山町山入字鮭立～只見町布沢

現 況：幅員狭小と雪崩のため、冬期間は交通止め
となっている。

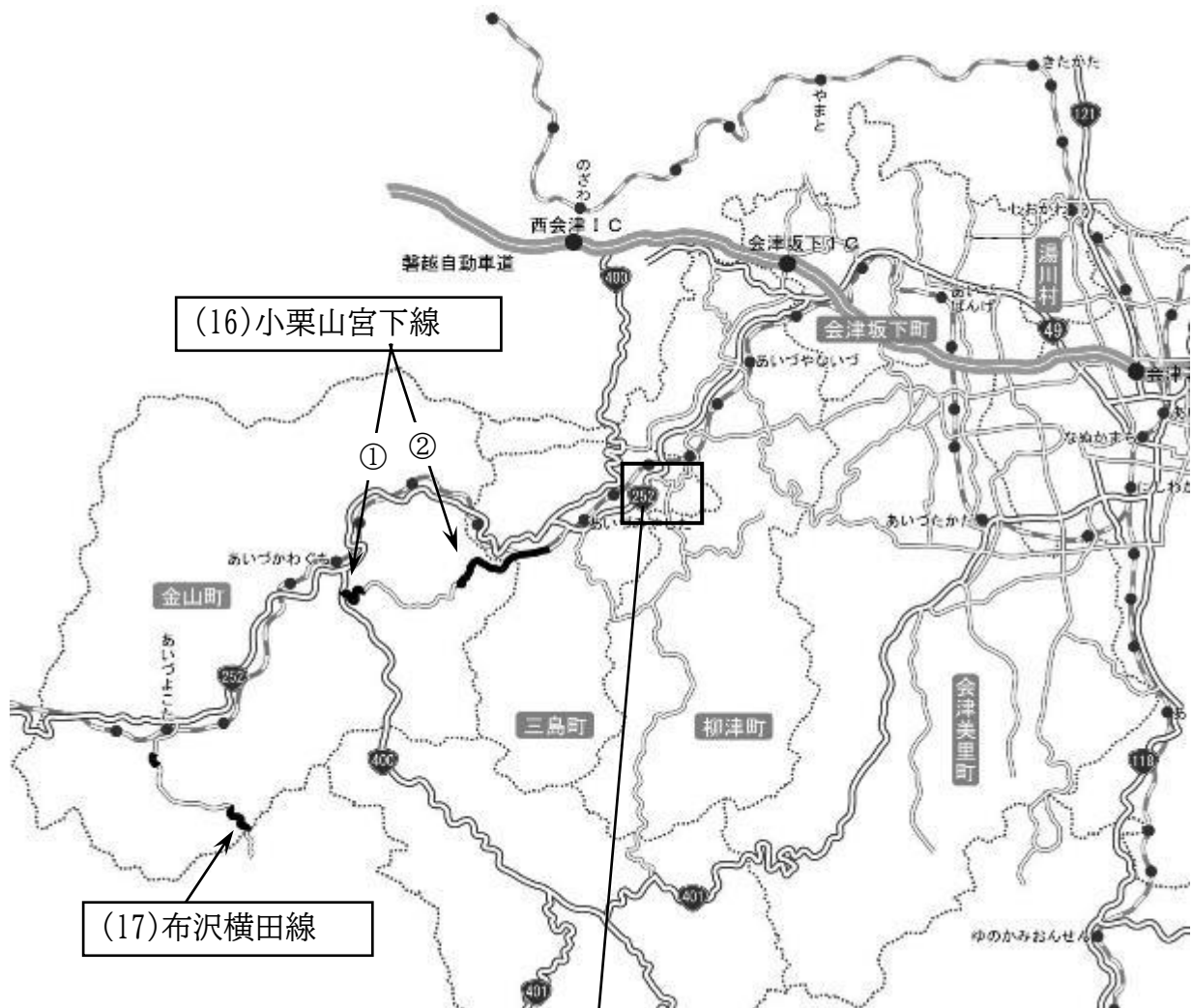


(山入地内)

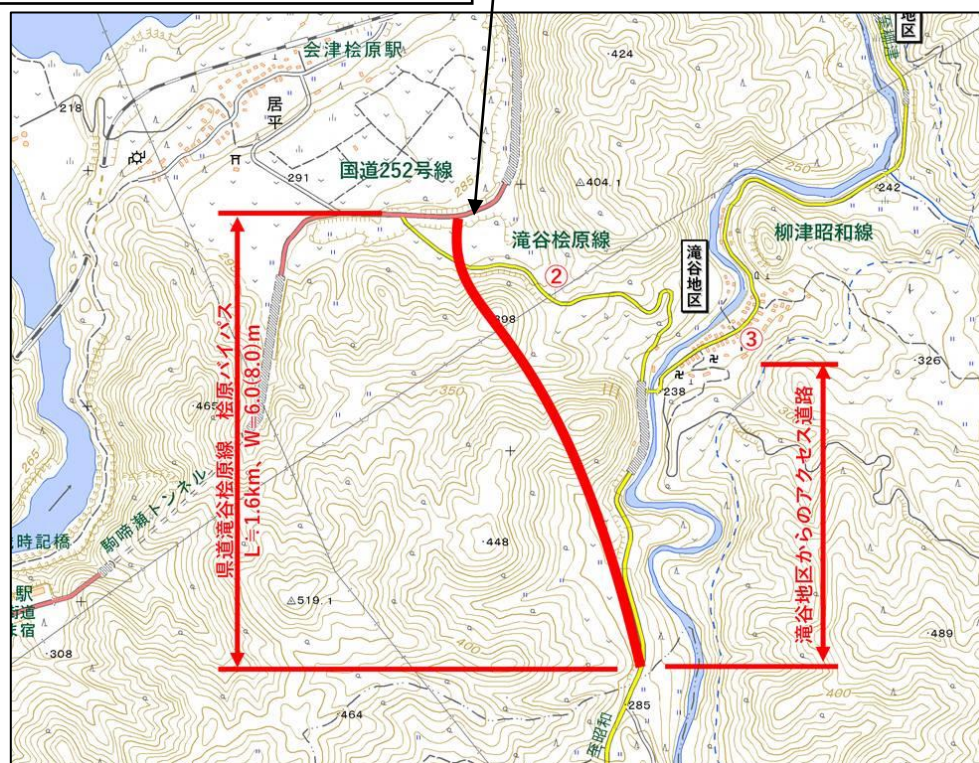
◆要望箇所◆







(6)滝谷桧原線（バイパス新設）



要望書

【要望件名】 19 農道橋梁及び林道橋梁の長寿命化対策の推進について	要 望 先	国：農林水産省
		県：農林水産部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津坂下町が管理する農道橋梁は2橋、林道橋梁は2橋あり、そのうち釜屋橋（農道）は供用開始から40年以上、気多宮橋（林道）は20年以上経過しています。

平成25年11月には、インフラ長寿命化基本計画が策定され、地方公共団体は、農道施設や林道施設の現状を把握するとともに、これを踏まえた施設ごとの対応方針を定める「個別施設計画」に基づき、5年に1度の定期点検、維持及び修繕により計画的な長寿命化を推進する必要があります。

磐越自動車道の跨道橋である本名橋（農道）は、「公益信託NEXCO関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金」を活用し、令和3年度に定期点検を実施しましたが、今後も5年に1度の定期点検、補修を実施していくことになります。

林道橋については、福島県が実施した点検診断では「早急に補修を必要とする」との結果が出たものの、自主財源が確保できないことから、補修ができない状況であります。

これらの橋梁の点検、修繕に要する費用は、管理する自治体に大きな負担となることから、財源の確保が喫緊の課題となっております。

【要望事項】

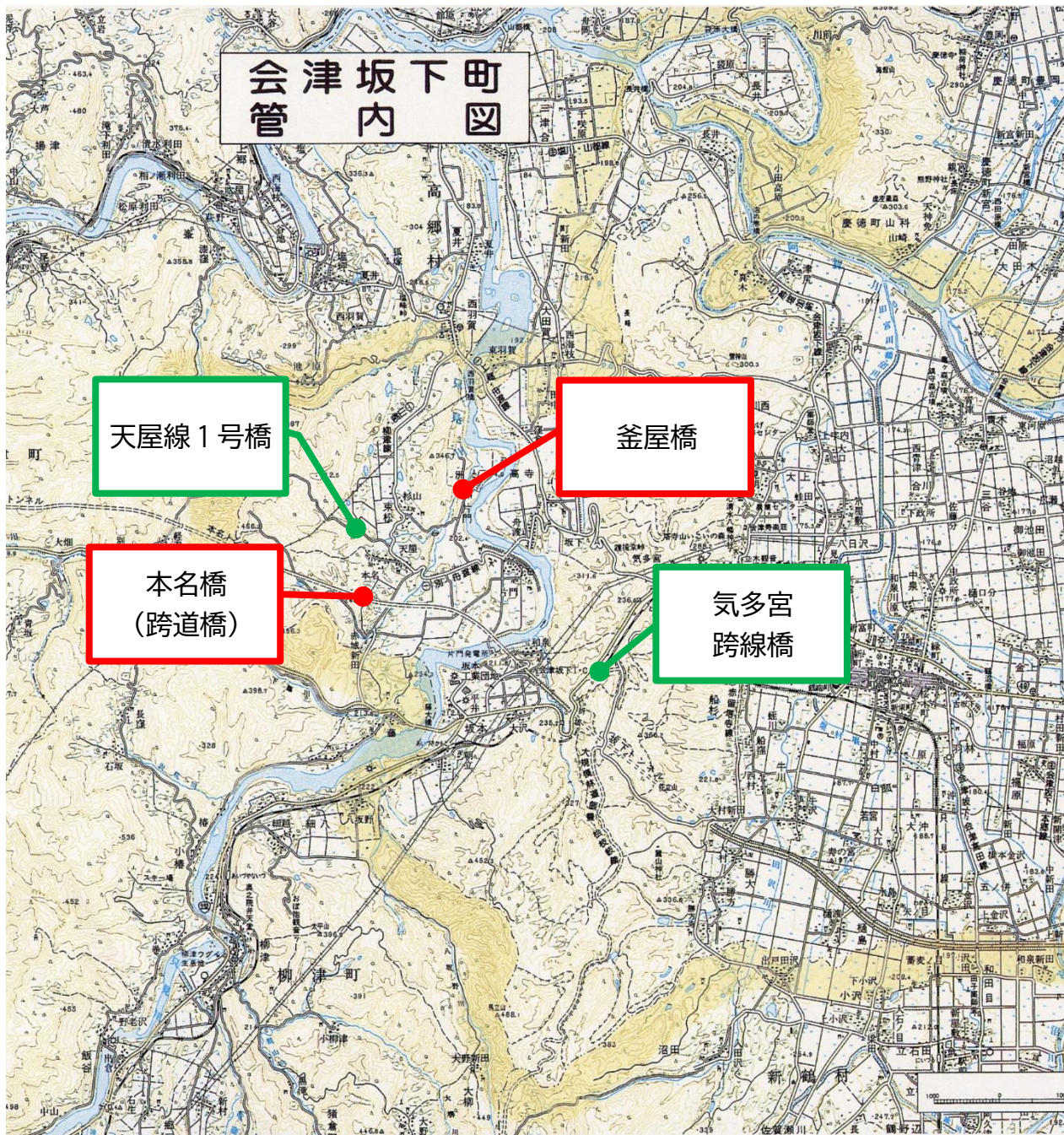
橋梁の定期的な点検、維持及び修繕により、計画的な長寿命化を推進する必要があることから、以下のとおり地元自治体に対する支援を強化すること。

- 1 林道橋梁の点検、維持及び補修に関する補助事業の補助率の見直しを図ること。
- 2 国庫補助金等の特定財源を除いた地方負担額について地方債（充当率100%交付税算入措置）の導入を図ること。

【要望の達成効果】

橋梁が計画的に点検、維持及び修繕されることにより、災害時において緊急輸送道路となる高速道路や重要な観光資源であるJR只見線における安全性を確保することができる。

◆要望箇所◆



要望書

【要望件名】 20 自立支援医療（更生医療）制度について	要 望 先	国：厚生労働省 県：保健福祉部
	事業主体	市町村

【要望を必要とする地域の現状と課題】

人工透析治療が必要となった方に対しては、身体障害者手帳交付の際に、人工透析治療に係る医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療費（更生医療）（以下「更生医療」という。）の支給認定申請についても依頼しておりますが、重度心身障がい者医療費助成（以下「重度医療費」という。）の受給資格がある方は、医療費の自己負担が発生しないことから更生医療の支給認定申請をしない場合があります。

また、更生医療の受給者証の有効期限は最長で1年であり、受給者が入院した場合は、再認定の申請が必要になるなど、申請に係る受給者の身体的負担が生じるとともに、無償で意見書を作成する医療機関や支給認定事務を行う市町村における事務的な負担も増加しているところでありますが、県や市町村の財政負担軽減が図られることから、更生医療制度の利用を推進する必要があります

しかしながら、更生医療制度を十分に活用せず、重度医療費で対応している市町村もあると聞き及んでおります。

【要望事項】

市町村における更生医療制度の活用状況について調査を行い、十分に活用していない市町村に対しては県から改善を促すこと。

また、更生医療制度の活用状況に応じた交付税措置などの市町村へのインセンティブの付与、もしくは、更生医療制度の対象者を生活保護受給者や重度医療費の受給資格がない方等に限定した上で、重度医療費に係る負担を国に求めるなど、医療費助成制度の見直しについて国に対して働きかけること。

【要望の達成効果】

県内における更生医療制度の利用が増加することにより、県の財政負担が軽減される。

更生医療制度の見直しを図ることにより、更生医療の申請に係る受給者の負担、医療機関と市町村の事務負担の軽減が図られる。

要望書

【要望件名】 21 医療費助成制度の現物給付導入に係る 国民健康保険療養給付費等負担金等の減 額調整措置の廃止について	要 望 先	国：厚生労働省 県：保健福祉部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

医療費助成制度には、償還払い方式と現物給付方式があり、市町村が現物給付方式で助成する場合、国は国民健康保険療養給付費等負担金等を減額調整することとしております。

このため市町村の負担が増え、財政基盤の小さい自治体では現物給付方式を実施できない状況にあることから、多くの市町村における医療費助成制度については、償還払い方式を採用している現状にあります。

しかし、医療費助成受給者の中には、収入が少なく、償還払いによる一時的な医療費負担が困難な方もいることから、現物給付方式への見直しを求める声が寄せられております。

また、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、こども医療費助成における国の国民健康保険療養給付費等負担金等の減額調整については廃止することとされましたが、こども医療費助成以外の医療費助成制度においては言及されていないところです。

【要望事項】

(国要望)・令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、こども医療費助成における国の国民健康保険療養給付費等負担金等の減額調整を廃止することとされたが、市町村がこども医療費助成以外において医療費助成の現物給付方式を導入した場合でも、国民健康保険療養給付費等負担金等を減額しないこと。

(県要望)・市町村がこども医療費助成以外において医療費助成の現物給付方式を導入した場合でも、国民健康保険療養給付費等負担金等を減額しないことを国に働きかけること。

・国において減額調整が継続される場合には、一部の県において実施されているように、県において減額相当の補助等を講じること。

【要望の達成効果】

受診する患者にとっては、現物給付方式であれば、窓口での医療費の負担が軽減され、医療機関にとっては事務の軽減や過誤の防止等、リスクマネジメントの視点で有効である。

現物給付方式は、受給者の一時的な医療費負担を減らすことになり、早期受診による重篤化の防止につながり、長期的には総医療費を抑制する効果が期待できる。

要望書

【要望件名】 22 公的病院の救急医療・小児医療体制整備にかかる地方負担の見直しについて	要 望 先	国：総務省 県：総務部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

全国的な高齢化により、高齢者の救急搬送患者がさらに増加することが予測される中で、救急告示病院の減少が問題となっています。この理由としては、救急病院の体制維持に要する人件費など、多額のコストに見合う診療報酬の措置がなく、救急体制をとることで病院経営を圧迫していることがあげられます。

会津西部地域の医療を支える福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院においても、同じような問題を抱えながらも会津西部に位置する唯一の第二次救急医療機関として病院機能を充実させ、24 時間体制での救急医療に取り組むとともに、当地域で唯一の小児科病床を有する病院として地域医療を担ってきました。

また、会津美里町の地域医療を支える福島県厚生農業協同組合連合会高田厚生病院においても、同様の問題を抱えながら町内唯一の第二次救急医療機関として病院機能を充実させ、24 時間体制での救急医療に取り組んでおります。

しかしながら、3 町村が合併した会津美里町の地理的条件では、町の南部から近隣市町村の医療機関を受診するためには、移動に 30 分以上の時間を要し、公共交通機関もなく住民にとって大きな負担となっていることから、町内唯一の公的医療機関として医療の提供を担っている高田厚生病院に、町が助成することで地域医療を支えています。

このような中、平成 28 年度から特別交付税の算定方法が変更されたことに伴い、それ以前と比べて特別交付税が減額されております。

地域医療の維持は生活の根幹に関わることであり、その中核をなす公的病院への財政支援は必要不可欠ではありますが、地方の財政状況は依然として厳しい状態にあります。特別交付税措置率が低減され地方負担が増える事態となれば、地方財政を圧迫し地域医療を維持できない状況となります。

【要望事項】

地域住民に安全と安心を基本とする救急医療・小児医療提供ができる体制を確保するため、公的病院の体制整備を含め、不採算地区病院については地方負担が発生しないよう、制度の抜本的見直しを国へ働きかけること。

【要望の達成効果】

地域住民に対する救急医療と小児医療提供体制の継続と安定した運営の確保。

要望書

【要望件名】 23 県立宮下病院の体制強化について	要 望 先 事業主体	国： 県：保健福祉部、病院局 福島県
【要望を必要とする地域の現状と課題】 奥会津地方（柳津町・三島町・金山町・昭和村）は、県内はもとより全国でも屈指の高齢化率の高い地域であります。 生活圏では、会津坂下町、会津若松市との関わりが強いものの、会津坂下町には車で 20 分から 1 時間 20 分、会津若松市には 40 分から 1 時間 40 分の時間を要し、直通のバスはなく、鉄道も J R 只見線が一日 6 往復のみ運行しているへき地であります。 このような状況の中、県立宮下病院では、診療圏で唯一の病院として、内科を中心とした医療機能を確保しながら圏域内の国保診療所へ代診医を派遣し、第二次救急医療機関に位置づけられる救急協力病院として、積極的に救急患者を受け入れており、地域の中核医療機関として地域住民の信頼と期待を集めているところであります。 今後、介護と医療の提供体制が強化される中、県立宮下病院との医療連携を念頭に、金山町、柳津町、昭和村では特別養護老人ホームの増床をそれぞれ 30 床完了しており、県立宮下病院の担う役割は更に増している状況にあります。 このような中、県において令和 5 年 3 月 8 日に宮下病院建替え基本計画が公表され、現状の医療機能は維持しつつ、奥会津地域に必要となる在宅医療等の機能を確保しながら、三島町の町民運動場に 19 床の有床診療所として建替えを行うこととされました。		
【要望事項】 次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。 1 県立宮下病院の建替えにあたっては、医療圏である 4 町村等の意見を十分取り入れ、高齢化した奥会津の中核的医療機関として、在宅医療等も含めた機能強化を図ること。加えて、地域住民からの要望でもある眼科や、人工透析治療ができる機器の整備を含めた機能強化を図ること。 2 県立宮下病院の常勤医師は令和 5 年度に 5 名体制となったが、引き続き整形外科等の非常勤医師を確保しながら、診療体制の継続と充実を図ること。 また、奥会津地域の在宅医療の要である、奥会津在宅医療センターの継続と、更なる充実を図ること。 3 「第 8 次福島県医療計画」における「へき地医療支援システム」を堅持し、代診医派遣事業の充実と維持を図ること。		
【要望の達成効果】 県民が等しく安定した医療を受ける機会を確保することにより、地域住民が安心して暮らせる、また、I ターン、U ターン者等の町村外からの転入者の定住の基本的な環境が整えられる。		

要望書

【要望件名】 24 補助犬の食費・医療費等負担軽減について	要 望 先	国： 県：保健福祉部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津若松市では、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」を基本理念として障がい者計画において各種施策に取り組んでいるところであります。

その中で、視覚障がい者においては、その障がい特性から自立した生活を行い、社会参加のため、県の補助犬育成貸与事業を活用して、補助犬を利用されている方がおります。

しかしながら、補助犬の食費や医療費等に係る経済的負担が大きいことや、交通機関への乗車拒否や入店拒否などの差別的対応が、自立した生活を送る上での課題となっております。

補助犬利用者が、今後も安心して自立した生活を続けることができるよう、食費や医療費等に係る経済的負担の軽減や、差別解消に係るさらなる広報の充実が必要であります。

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものです。

- 1 補助犬の食費や医療費等について、補助犬利用者の経済的負担軽減に向け、補助制度の創設等に取り組むこと。
- 2 補助犬の交通機関への乗車拒否や、入店拒否などの差別解消に向け、ポスターやマスコミ等を利用した啓発を市町村と連携して進めること。

【要望の達成効果】

視覚障がい者のうち、補助犬利用者が安心して地域で暮らしていくことが可能となります。

要望書

【要望件名】 25 障害者手帳のカード化について	要 望 先	国： 県：保健福祉部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

障害者手帳を所持している場合、障害者総合支援法の対象となることから、様々な支援を受けることが可能であり、障害者手帳は、障がいのある方が地域で生活していく上で非常に有効なものとなっております。

また、国において、障害者手帳のさらなる利便性向上を図る観点から、平成31年4月から、身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳については、カードでの発行が可能となったところであります。

カード化については、携帯や提示がしやすく、耐久性に優れているなどのメリットがある一方で、紛失しやすいことや、記載事項変更の記録欄のスペースが少ないなどのデメリットもあります。

【要望事項】

障害者手帳の発行主体である県において、身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳をカード化するとともに、形式を紙またはカードから選択できるよう制度の充実を図ること。

【要望の達成効果】

障がいのある方の選択肢が増えることにより、障がいのある方、お一人おひとりに応じた地域生活支援の充実に寄与し、引いては、地域共生社会の実現につながっていくものと思われます。

要望書

【要望件名】 26 新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害への対応について	要 望 先	国：厚生労働省 県：保健福祉部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく医療費、医療手当等の救済措置があり、認定を受けられた方もいる中、申請するも審査期間が長期に及び、経済的、心身的な負担が生じている方がおられる状況にあります。

このような状況下において、症状とワクチンとの因果関係の疑いが否定できないものは速やかにかつ幅広く救済していただきたく強く要望するものです。

なお、接種後の体調不良の相談窓口や受診に関する協力医療機関、医療機関向けの研修会の実施など、体制整備をいただいているところでありますが、今後、接種の進捗に応じて、接種の実施主体である自治体に相談内容、副反応、健康被害等に関する情報提供をいただくなど、国・県・市が一体となり、接種者や保護者が接種の可否を適切に判断できるよう、継続的な情報提供をお願いしようとするものです。

【要望事項】

令和3年2月より予防接種法に基づき実施する新型コロナウイルスワクチン接種について、副反応による健康被害については、接種の過失の有無にかかわらず、国の負担により救済するものとされているが、現在、健康被害救済措置について数件の申請があるものの、1年以上判定に至らない事例がある。

ついては、接種を推進する国の責任として、症状とワクチンとの因果関係の疑いが否定できないものについては、速やかにかつ幅広く救済すること。

【要望の達成効果】

- 1 新型コロナウイルスワクチンによる健康被害を生じた方の精神的・経済的負担の軽減につながる。
- 2 「予防接種制度」の信頼性が確保され、予防接種の接種率向上につながる。

要望書

【要望件名】 27 湖や河川における浮遊物やごみ等の処理作業の推進について	要 望 先	国：
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

湖沼のような閉鎖性水域においては、台風、大雨等の自然災害による草木の流入、河川・湖岸に「投棄」された廃棄物などの浮遊物としての漂流・漂着により、水質汚濁や悪臭の発生といった問題が発生しております。

漂着した草やごみは、地域住民やボランティアによる清掃活動と令和2年度に福島県の猪苗代湖流域内資源循環支援事業補助金を活用して更新したビーチクリーナーにより除去を行っていますが、大型の流木については、費用の問題等で除去が進まない現状にあります。

大型の流木は、景観を損ねるだけでなく、清掃活動の妨げにもなっており、特に雪解けや台風などの影響により大量に漂着することが多く、清掃が一層困難になっております。

（令和2年度更新ビーチクリーナー）

（湖岸に漂着した流木等）

【要望事項】

人力やビーチクリーナーでは処理できない流木等の大型ごみは、河川管理者である県において継続的に撤去処理すること。

【要望の達成効果】

湖や河川における水辺の環境美化及び水質保全が推進され、地域のイメージアップと交流人口の増加が図られる。

要望書

【要望件名】 28 自治体DXの推進に向けた支援について	要 望 先	国：総務省、デジタル庁
		県：企画調整部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンが改めて位置づけられた。このビジョンの実現のために自治体においては、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められる」としている。

コロナ禍の影響もあり、働く環境が多様化しているうえ、新型コロナ対応のように部署の枠を越えた新たな連携が必要になる場面も増えている。

また、会津地域13市町村と県会津管内出先機関からなる、「会津地域課題解決連携推進会議」において、自治体DX広域連携指針を策定し、指針の実現に向けて、広域での業務の標準化及び効率化を推し進めるため、DX人材の育成研修や実証実験などに取り組んでいる。

このような中、「行政のデジタル化」が自治体間における共通の課題であり、県内自治体が足並みをそろえてDXを推進すべくシステムの「共同調達」など、広域連携による取組の速度を上げていく必要がある。

【要望事項】

自治体間の業務の標準化・共通化に向けた自治体専用のチャットツールやWeb申請サービスの「共同調達」など、会津地域の自治体が広域連携によって行う、自治体DX推進に向けた取組に対し、積極的に支援すること。

【要望の達成効果】

広域連携による自治体DXを推進することで、自治体間のスピーディな情報共有や連携強化に加え、それぞれの自治体においては、業務効率化によって生み出された時間や人員を活用することで住民サービスを充実することができる。

要望書

【要望件名】 29 稲作農家の経営継続に向けた支援について	要 望 先	国：農林水産省 県：農林水産部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域においては、農業が主要な産業の一つであり、特に、水稻の作付けが盛んであります。稲作農家は、これまでも国が策定する米穀の需給見通し等を踏まえ、需要に応じた米生産に取り組んできたところでありますが、ロシアのウクライナ侵攻等に起因した農業生産資材費の高騰や、高温障害に伴う品質低下・収量減少などによる農業収益の減少が懸念されているところであります。

また、稲作農家は地域経済活動においても重要な消費者であることから、農業生産資材費の高騰等が地域経済に深刻な影響を与えるだけでなく、稲作農家の営農意欲の減退は、離農や耕作放棄地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

【要望事項】

- 1 農業生産資材費が高止まりしている中、稲作農家の営農継続・再生産確保に向け、肥料・農薬などの生産資材の購入費用に対する助成制度を拡充すること。
 また、収入減少影響緩和交付金の早期支払いや事前契約に係る要件の緩和など、制度充実について国に働きかけること。
- 2 米の需給状況の改善に向け、非主食用米への転換支援・助成拡充を図るとともに、消費拡大策の展開について国に働きかけること。
- 3 米価の安定及び需要に応じた米生産を推進していくための後ろ盾となる水田活用の直接支払交付金等の予算について、十分確保するよう国に働きかけること。
- 4 継続した米の需給状況の改善を推進するため、5年間に一度も水稻作付が行われない農地を水田活用の直接支払交付金の対象外としたことについては、見直しをするよう国に働きかけること。
- 5 高温下での営農技術や高温耐性のある品種について調査研究を行うとともに、その周知や種子等の確保に努めること。

【要望の達成効果】

会津地域の主要産業である農業の維持が図られるとともに、営農継続されることで農地の多面的機能の維持が図られるほか、地域における経済活動の維持が期待される。

要望書

【要望件名】 30 水素エネルギー等の普及拡大について	要 望 先	国： 県：企画調整部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

今後、水素エネルギーは多様な用途に使われることが見込まれ、化石燃料に替わる未来のエネルギーとして中心的役割を担うことが期待されています。

そのような中、福島県は、国や関連企業とともに示した「福島新エネ社会構想」の中で、今後、「水素モビリティ等の更なる導入拡大」に取り組んでいくとしており、また、令和5年3月に策定した「福島県電気自動車用充電設備等の整備方針」においては、2025年度以降の大型車両向けの充填環境の整備も見据え、箇所数ではなく、充填能力を基準とし、300Nm³/hの定置式水素ステーションを「1基」とした上で、2030年度までに「20基」の整備を目指すこととしています。

福島県では現在、燃料電池自動車等に燃料を供給する定置式水素ステーションを県内に導入する事業について、民間法人に対する補助事業が実施されており、県内において一定の導入事例がありますが、会津地方においては未だその事例がありません。

【要望事項】

市町村と連携し、会津地方の事業者等とともに体制整備を図り、水素供給設備の整備や燃料電池自動車の普及に向けた協議・検討を継続して行うこと。

【要望の達成効果】

水素供給設備の整備により、燃料電池自動車ユーザーの経由地や目的地となることで交流人口の増加やインフラ整備に伴う新たな産業の創出、周辺施設の開発が進み地域の活性化に繋がっていくものと期待される。

要望書

【要望件名】 31 再生可能エネルギーの導入推進について	要 望 先	国：
		県：企画調整部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

本県の復興に向けた主要施策として、福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすることが掲げられているが、家庭や事業所等における再生可能エネルギー導入においては、支援制度の拡充が欠かせないものです。

家庭におけるエネルギーの自給率向上につながる住宅用太陽光発電システム導入補助については、当部会の構成市町村で独自の支援事業を継続しており、県の補助制度と併せて、導入促進を後押しするものとなっております。

また、再生可能エネルギーの活用に関する住民の関心は年々高まっていることから、今後も再生可能エネルギーに関する支援事業の継続が必要であります。

(住宅用太陽光発電設置例)

【要望事項】

再生可能エネルギーの導入促進には、行政からの補助が大きな後押しとなるため、県の住宅用太陽光発電システム導入補助制度を引き続き実施するよう要望するものである。

【要望の達成効果】

地球温暖化防止や循環型社会形成、エネルギー源多様化等に寄与する導入促進が図られる。

要望書

【要望件名】 32 「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」の事業継続について	要 望 先	国：
		県：商工労働部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

東日本大震災及び原子力発電所事故以降、産業の復旧・復興や地域経済活性化の取組として、設備の新增設と雇用創出を推進する「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」により、これまで多くの新規投資が行われ、多くの新規雇用が創出されてきたところです。また、国の施策では、新規立地を促進し、地域経済の活性化を図る「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」により、土地の取得を含めた新增設と併せて、雇用の創出がされてきたところであります。

本地域においても、国・県の補助金を活用し、新規の企業立地をはじめ、地場企業の増設が進められており、地域経済の活性化に大きく貢献してきたところであります。

一方で、今後も東日本大震災及び原子力発電所事故からの産業の復旧・復興に向けて、工場の新設立地や増設と、これによる付加価値向上と企業力の育成を継続していく必要があります。

【要望事項】

本県の産業基盤をさらに強化し、首都圏からＵターンする人材の雇用の場を確保するため、令和７年度以降においても、「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」の継続を要望するものである。

また、さらなる雇用創出と産業集積に向け、貸工場や貸事業所などへの補助対象の拡大を要望するものである。

【要望の達成効果】

企業における設備投資を促進し、新規雇用創出による若者の地元定着、地域経済の活性化が図られる。

要望書

【要望件名】 33 一般国道 252 号の整備促進について	要 望 先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

本路線は、新潟県と会津地方を結ぶ大変重要な主要国道であります。三島町から只見町までの区間については急カーブが多く、視距不良となっており、毎年事故が多発しています。

また、一部区間では防雪施設（スノーシェッド）が整備されていますが、施設内は昼間でも暗く、施設の老朽化も進んでいることから、早急な道路改築が必要な状況にあります。

（国道 252 号の状況）

（三島町大字早戸字滝原地内）

【要望事項】

下記箇所について早期の整備を要望するものである。

路線名：「国道 252 号」

地 区：①三島町大字早戸字滝原地内	改築（バイパス）
②三島町～金山町～只見町（冠水区間）	改築（浸水対策）

【要望の達成効果】

冬期間も交通の安全が確保され、地域住民の生活環境の向上に資するものである。

要望書

【要望件名】 34 一般国道 400 号及び 401 号の整備促進 について	要 望 先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

国道 400 号は、南会津町、下郷町、昭和村、金山町、三島町、柳津町を経て、西会津町に至る産業経済上重要な路線ではありますが、山岳・急峻地帯をルートとするため、急勾配や狹隘・屈曲箇所が多く、大型車両の相互通行がままならない状況にあります。

国道 401 号は、会津若松市を起点とし、会津美里町、昭和村、南会津町、檜枝岐村を經由し、群馬県沼田市に至る、生活・産業基盤を支える重要路線ではありますが、豪雪地帯を通るため冬期間には通行不能区間が発生します。

両路線とも重要路線ではありますが、このような状況から地域の活性化と発展を著しく阻害しており、過疎化にも大きな影響を及ぼしていることから、通年の交通確保と狹隘・屈曲箇所の解消が望まれます。
 （相互通行困難（国道 400 号）） （冬期間の通行不能（国道 401 号））

【要望事項】

課題を早急に解消するため、下記箇所について早期の整備を要望するものである。

(1) 路線名：「国道 400 号」

地 区：①下郷町（田島バイパス工区）	改築（バイパス）	新規事業
②昭和村大芦地内（舟鼻拡幅工区）	改良（拡幅）	継続事業
③三島町（杉峠工区）	改築（ずい道化）	新規事業
④金山町（小栗山工区）	改良（勾配修正）	継続事業
⑤金山町（堂平工区）	改良（拡幅）	新規事業

(2) 路線名：「国道 401 号」

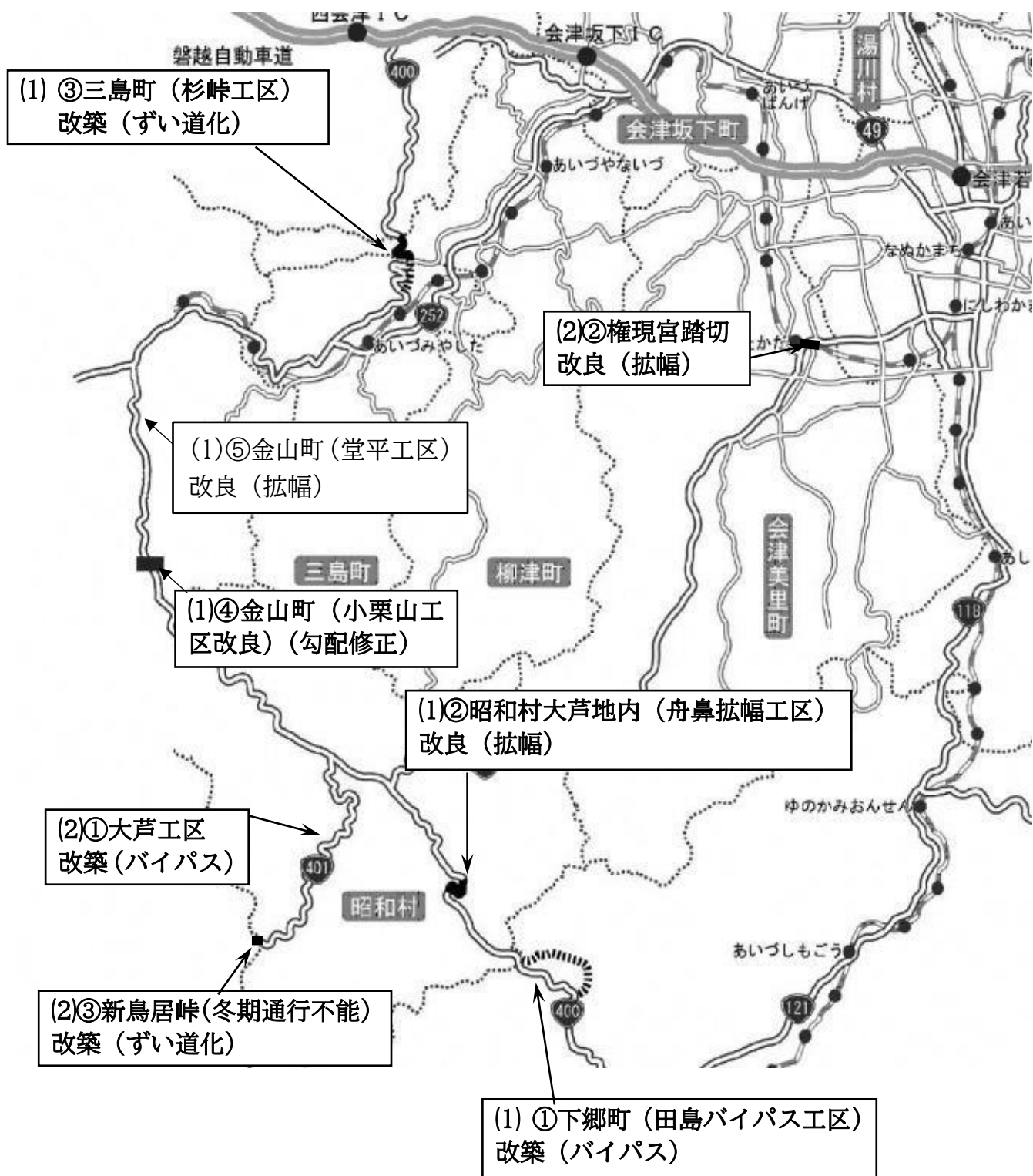
地 区：①大芦工区	改築（バイパス）	継続事業
②権現宮踏切	改良（拡幅）	新規事業
③新島居峠（冬期通行不能）	改築（ずい道化）	新規事業

【要望の達成効果】

年間通行が可能になれば、地域間の交通ルートが確保され、所要時間の短縮にもつながり、住民生活の安心と安全に大きく貢献するものである。

また、自宅から通勤可能な範囲が広がることで、若年人口の流出抑制や、利便性向上による交流人口の増加や地域活性化、過疎の抑制が図られるものである。

◆要望箇所◆



要望書

【要望件名】 35 会津縦貫道（会津縦貫北道路若松北バイパス・会津縦貫南道路）の整備促進について	要 望 先	国：国土交通省道路局 県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、福島県の地域整備の骨格をなす多極形成軸の一つとして、会津軸を形成する重要な路線であります。

磐越自動車道を横軸とし、「会津縦貫道」を縦軸とした広域的な高速交通ネットワークを形成するために、会津縦貫北道路若松北バイパス及び会津縦貫南道路の整備促進は、当地方にとって不可欠な「交流人口の増加・交通の利便性の向上」に加え、会津若松市街地部の著しい旅行速度の低下による慢性的な渋滞の緩和及び事故の軽減、並びに東北地方と関東地方を結ぶ交通の多重性の確保等のさまざまな効果を生み出すことが期待されています。

このことから、全線開通後の本路線の真価を最大限に生かすべく、沿線自治体が全力で地域活性化に向けて取り組んでおります。

【要望事項】

会津縦貫道の早期全線供用に向けて、次の事項について要望するものである。

- 1 会津縦貫北道路若松北バイパスについて、整備促進を図ること。
- 2 会津縦貫南道路について、着手済区間の整備促進及び未着手区間の早期事業化を図ること。

【要望の達成効果】

- 1 磐越自動車道との縦横一体となった高速交通軸の形成により、会津地域の連帯が強化され、当地方の開発・地域振興が図られる。
- 2 会津若松市街地部の交通渋滞の緩和、事故の軽減、地域住民の生活圏の拡大、磐越自動車道へのアクセス機能の強化が図られる。
- 3 救急医療施設への傷病者の救急搬送の迅速化等、地域住民の生活安全性が高まる。
- 4 大規模災害時における緊急輸送路として機能するなど、広域ネットワークの多重性が確保され、災害に強い道路網が構築される。
- 5 「栃木西部・会津南道路」と一体となった交通軸形成により、米沢～会津～日光の観光振興及び交流人口の増加が図られる。

要望書

【要望件名】 36 主要地方道喜多方会津坂下線バイパス整備について	要 望 先	国：
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

「主要地方道喜多方会津坂下線」は、会津西部を縦断し、北は喜多方市方面から国道 49 号に接続し、東は会津若松市、南は会津美里町、西は柳津町や西会津町へのアクセスとなる重要な路線であります。

当路線中政所地区は、道路幅員が狭く歩道や自転車道が未整備のため、近年の交通量の増大に伴い常に危険な状況にあり、交通利便性が著しく悪い状況にあります。

【要望事項】

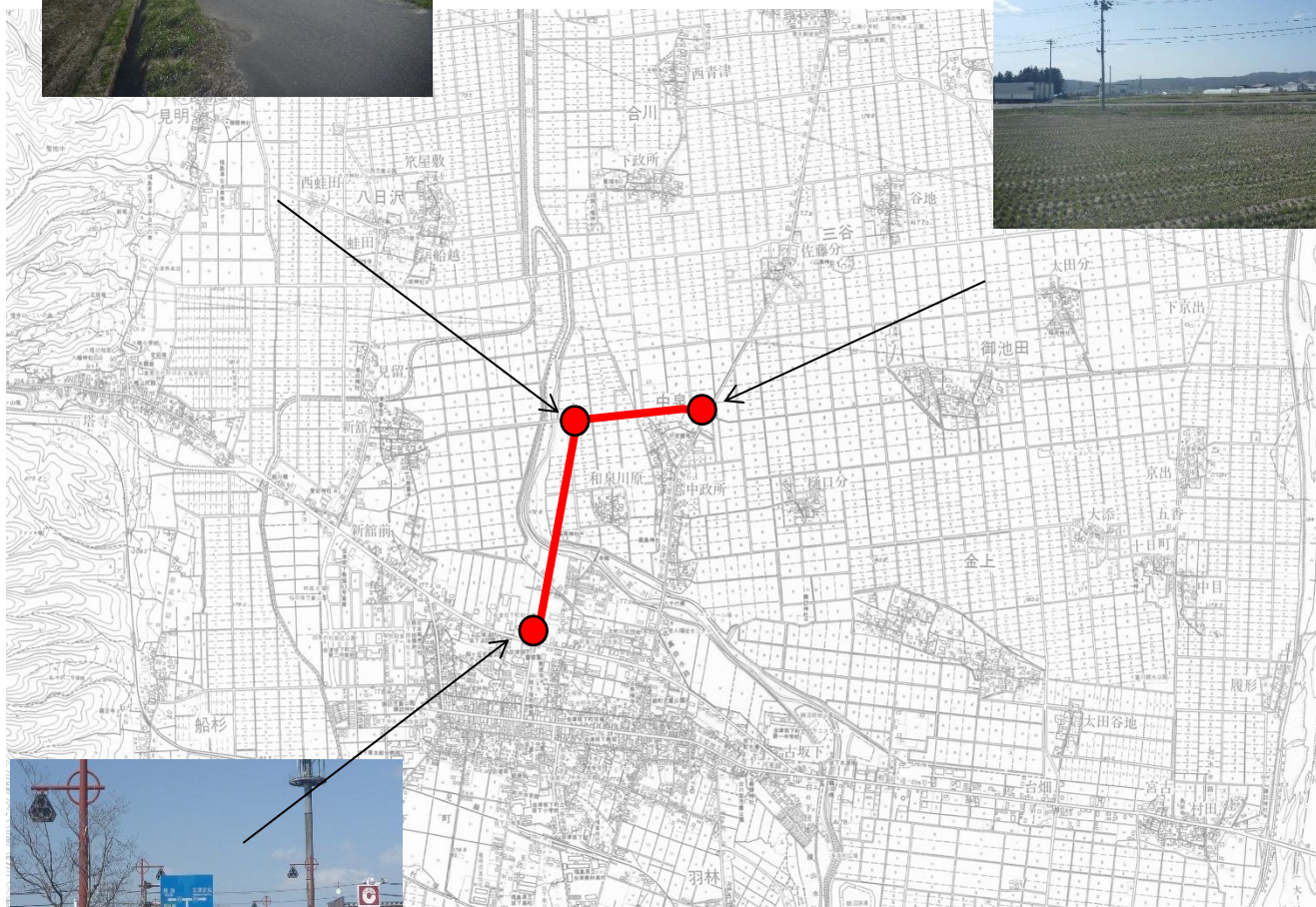
「主要地方道喜多方会津坂下線」中政所バイパス道の新設と、当路線の「国道 49 号」及び「町道安兵衛通り線」へ接続すること。

【要望の達成効果】

「国道 49 号」及び「町道安兵衛通り線」との接続により、北は喜多方市から南方向への会津美里町方面及び西方向への柳津町、西会津町方面への交通の利便性が高まるとともに、新設された「坂下厚生総合病院」及び隣接する商業施設へのアクセスが良くなり、地域住民の生活環境の向上に資するものであります。

◆要望箇所◆

(喜多方会津坂下線)



要望書

【要望件名】 37 一般県道浜崎高野会津若松線の整備 促進について	要 望 先	国：国土交通省道路局・鉄道局 県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

県道浜崎・高野・会津若松線は、会津盆地の中央を縦断し、会津縦貫北道路及び国道 121 号と並行する縦の動脈であり、住民の生活主要幹線道路として極めて重要な道路であります。

この路線の一部区間については整備完了しておりますが、浜崎集落内を迂回するバイパス区間が未整備であり、道路幅員が狭く、歩行者（特に通学児童）が常に危険な状況にあることや、大型車両は通行不能であることから、交通利便性が著しく悪い状況にあります。

浜崎集落内には2箇所の踏切（置賜踏切・殿松踏切）があり、整備計画では殿松踏切を拡幅整備することとなっておりますが、J R 東日本からこの整備に伴い近隣の置賜踏切を閉鎖することが提示されています。

しかしながら、近隣にある置賜踏切は日常生活に必要不可欠な踏切であり、閉鎖されれば集落の一部が袋小路になってしまうため、日常生活や緊急時に様々な支障をきたすものであります。

そのため県は、置賜踏切閉鎖に伴う袋小路を解消するため、地区からの要望事項を検討し、迂回路整備を代替案として地区に説明しておりますが、踏切閉鎖について反対の意見もあることから県と連携して事業を推進していく考えであります。

【要望事項】

歩行者の安全及び通行車両の利便性を確保するため、本バイパス工事を早期着手すること。

【要望の達成効果】

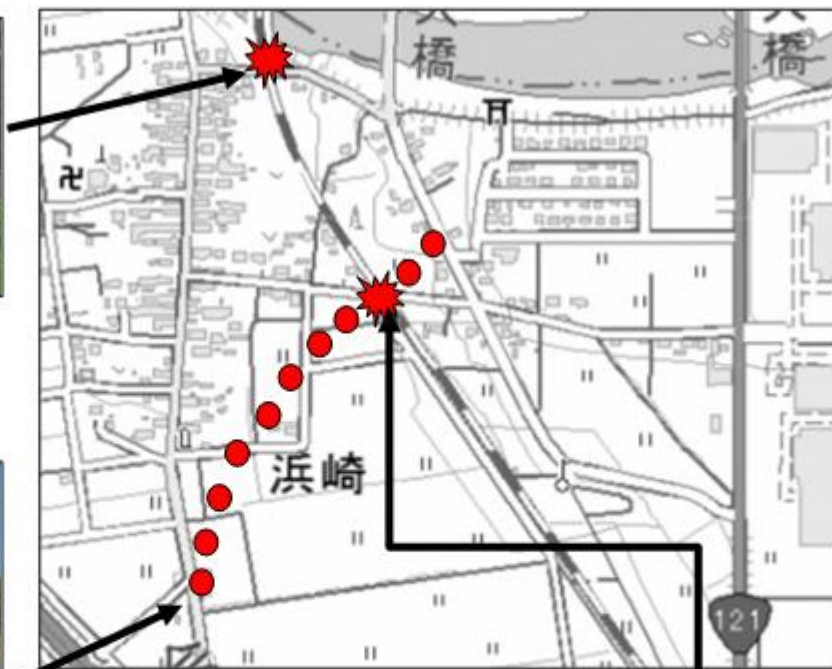
バイパス道路の供用開始により、大型車両が通行可能となり、通行車両等の著しい利便性の向上が図られるばかりでなく、生活用道路として浜崎集落内を通る児童・生徒や一般歩行者の安全・安心が確保されるものである。



JR 置賜踏切



浜崎集落入口



JR 殿松踏切



要望書

【要望件名】 38 都市計画道路の整備促進について	要 望 先	国：国土交通省道路局・都市局
		県：土木部
	事業主体	福島県・会津若松市

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津若松市における都市計画道路は、36 路線・延長 99.52km が都市計画決定されておりますが、この整備率は、令和 4 年度末現在で 65.70km、66.01%となっており、うち長期未着手路線が 11 路線に及んでいる状況にあります。

会津若松市中心市街地は、城下町特有の辻違い交差が多く、道路幅員も狭いため、自動車交通量の増加により市内各所に交通渋滞が見られ、都市機能が低下している現状にあります。

しかしながら、都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市における安全かつ快適な生活環境と効率的な都市活動を確保するために欠くことの出来ない極めて重要な都市施設であり、今後の少子高齢社会に向け、歩行系ネットワークの確保など、活力と魅力あるまちづくりにも重要な役割を担っております。

【要望事項】

下記の都市計画道路は、中心市街地の活性化や地域間の連携の強化のために早急に整備を要する事業であり、速やかに整備が図られるよう、重点的な予算の配分に特段のご配慮を賜るよう要望するものである。

No.	都市計画道路名	施行区分	延長	幅員	施行年度
①	藤室鍛冶屋敷線	会津若松市 (本町工区)	170.0m	16～17.0m	R2～R8 (予定)
②	藤室鍛冶屋敷線	福島県 (新横町工区)	118.3m	16～17.0m	H27～
③	亀賀門田線	福島県 (古川町～門田町)	2,000m	18.0m	H26～

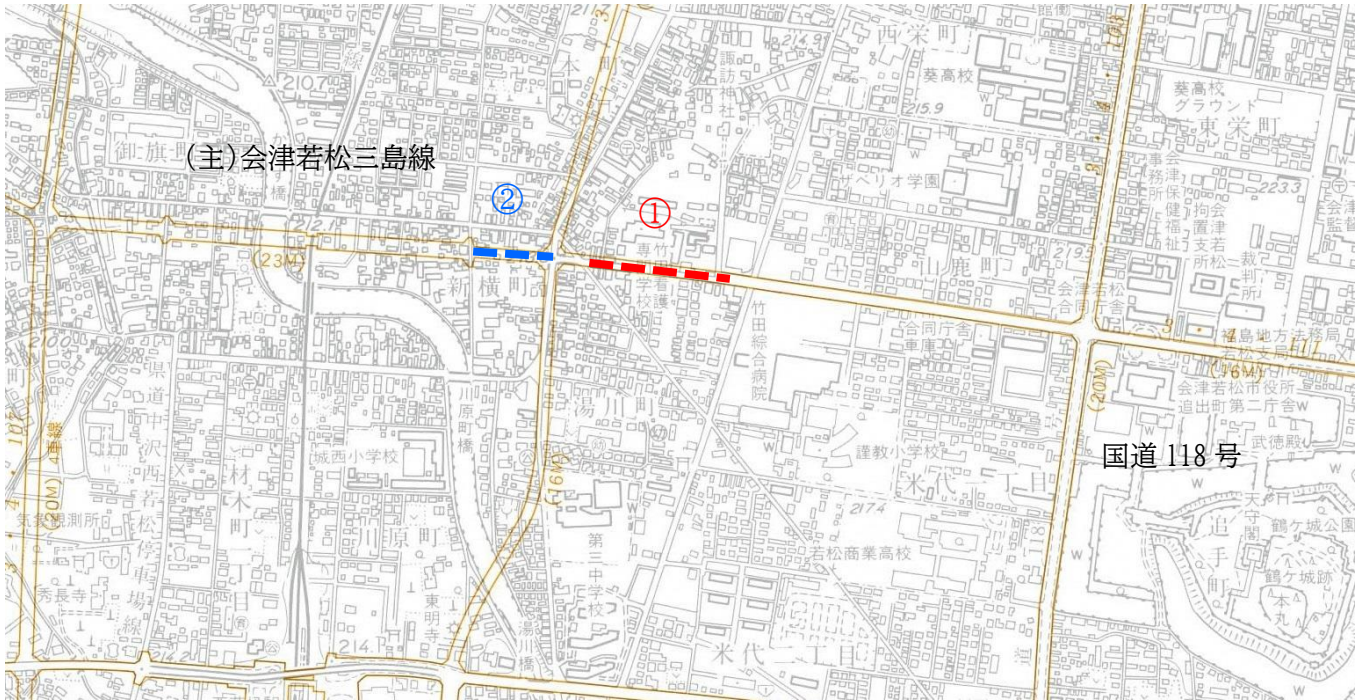
【要望の達成効果】

- 1 市西部の北会津町地域と市中心部との地域間連携の強化、緊急医療体制の確立、さらには、自然災害時の安全性の確保が図られるものである。
- 2 城下町としての景観に配慮したまちづくりを進めるとともに、交通渋滞の解消を進めることにより、都市としての利便性の向上が図られるものである。
- 3 少子高齢社会に向け、子どもや高齢者はもちろん、障がい者の方々にも、安全かつ安心して通行できる道路網が構築されるものである。

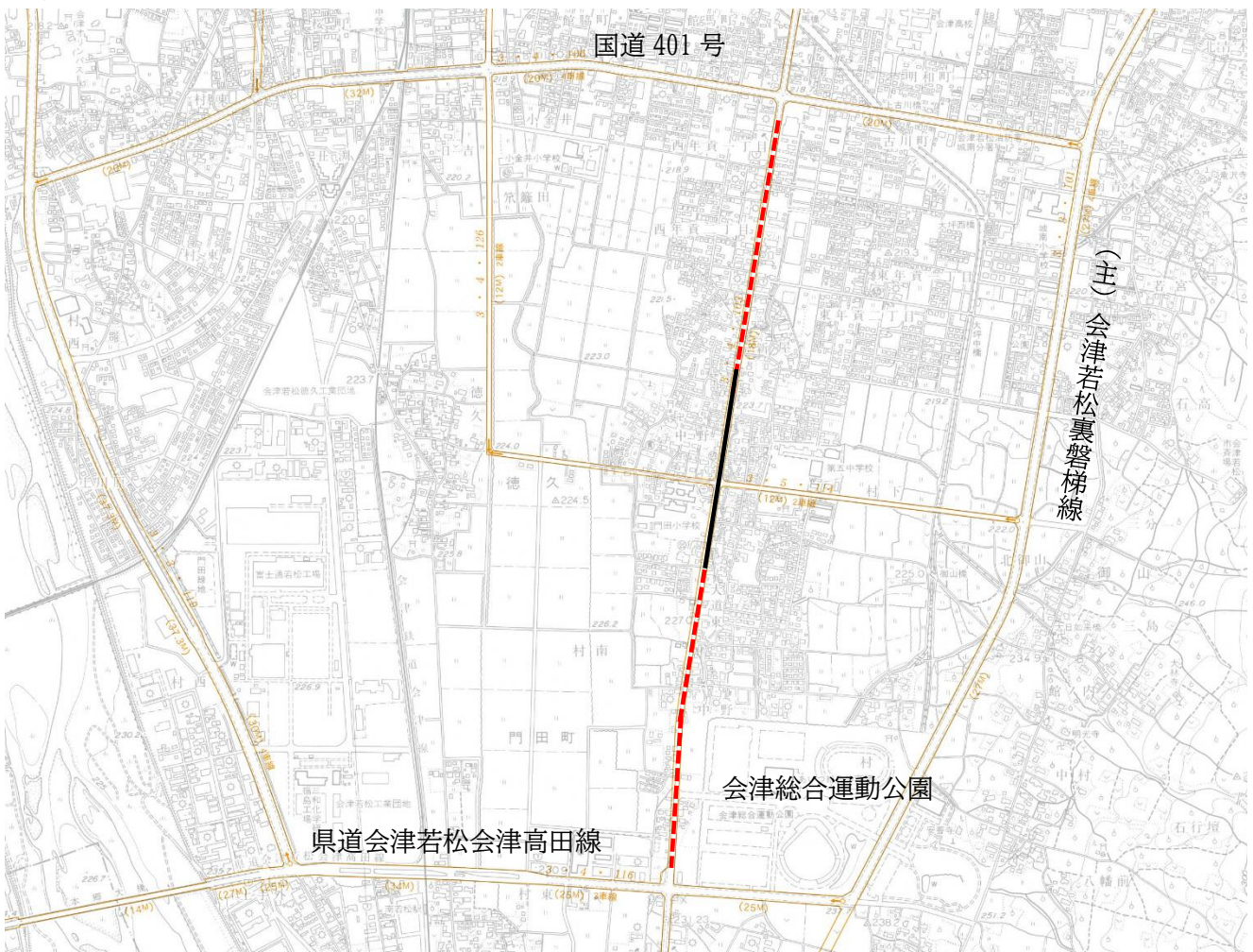
◆要望箇所◆

都市計画道路「藤室鍛冶屋敷線」

①本町工区 ②新横町工区



③ 都市計画道路「亀賀門田線」 (会津若松市古川町～門田町)



要望書

【要望件名】 39 会津若松三島線阿賀川新橋梁工区の 早期完成について	要 望 先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津盆地は、一級河川阿賀川により分断されており、地域の中核都市である会津若松市と河沼郡・大沼郡は、本郷大橋・高田橋・蟹川橋・会津大橋の4橋で連絡されておりますが、通勤・通学・通院・買い物などで多くの人々が往来しており、朝夕の交通混雑が顕在化している状況にあります。

特に、蟹川橋については、老朽化が著しく幅員も狭隘のため、冬期間には交通渋滞を引きおこし、通行自体に支障をきたしている状況にあります。

（冬期間の朝夕の蟹川橋の状況）



【要望事項】

蟹川橋と会津大橋の間地点を渡河し、国道49号（会津若松市町北町地内）と主要地方道会津若松三島線（会津若松市北会津町蟹川地内）を結ぶ会津若松三島線阿賀川新橋梁工区の早期の完成を要望するものである。

【要望の達成効果】

当該工区整備により、会津地域における広域交通ネットワークが強化され、交通渋滞の緩和や周辺町村からの会津若松市中心部への円滑なアクセスの確保が図られるものである。

また、会津地域の産業・経済・文化の振興と地域住民の生活環境の向上が見込まれ、会津地域全体の活性化が期待される。

◆要望箇所◆

会津大橋



蟹川橋



要望書

【要望件名】 40 「世界のスキーリゾートふくしま」 地域内路線の整備について	要 望 先	国：国土交通省道路局 県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

磐梯町地内の町道磐梯清水平リゾート線及び猪苗代町地内の町道猪苗代スキー場磐根線については、アルツ磐梯スキー場をはじめ、天鏡台や緑の村、ゴルフ場、押立温泉、ペンション村などの多くの観光施設に接続する重要な道路であるとともに、猪苗代町内のスキー場とを結ぶ路線でもあり、「世界スキーリゾートふくしま創造事業」の効果を高めるためにも、ソフト事業と一体となったハード（道路）整備が課題となっております。

また、豪雪による積雪等、災害時や火山防災上においては他の幹線道路のう回路及び避難路として大きな機能を果たすものであります。

しかしながら、当該区間の地形は急峻な沢地形であり、高度な技術を要することや、多大な財政負担が課題となっております。

【要望事項】

町道磐梯清水平リゾート線（耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森地内）の起点部 420mの改良済地点から、町道猪苗代スキー場磐根線（耶麻郡猪苗代町字葉山地内）について、県代行要件等を緩和し、県代行事業としての整備を要望するものである。

【要望の達成効果】

当該路線の整備により、「世界のスキーリゾートふくしま」の地としてのスキー場とスキー場を結ぶルートが確立されることで、国内外へ「会津磐梯山エリア」の魅力をアピールすることができ、スキー客をはじめとする観光客の増加が図られ、震災からの復興並びに地域振興に大きく寄与するものである。

◆要望箇所◆



会津総合開発協議会は、会津地方の全市町村（17 市町村）をもって構成し、地域の理想的な開発を目指して活動する組織です。

会津若松地方部会は、この中の 10 市町村で構成する一地域部会です。

事務局：会津若松市企画調整課

〒965-0873 会津若松市追手町 2 番 41 号

電話番号 0242-39-1201